

綾 部 市 公 報

番 号 第 6 8 7 号
発行日 令和元年 9 月 2 日
発行所 綾部市役所

目 次

○ 告 示

- ・ 軽自動車税環境性能割の導入に伴う減免対象を定める告示
(税務課) . . . 1
- ・ 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示
(市民・国保課) . . . 2
- ・ 地縁団体変更告示 (今田自治会)
(市民協働課) . . . 3
- ・ 綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱の制定
(定住・地域政策課) . . . 4
- ・ あやべ特別市民制度事業費に係る指定代理納付者の指定
(秘書広報課) . . . 16
- ・ 令和元年綾部市議会 9 月定例会招集告示
(総務課) . . . 17

○ 訓 令 甲

- ・ 綾部市職員の時差出勤制度に関する規程の制定
(職員課) . . . 18

○ 公 告

- ・ 綾部市職員採用試験について
(職員課) . . . 22
- ・ 奥の畑池復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課) . . . 31
- ・ 市道宮谷線外 1 川道路河川災害復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課) . . . 41

- ・ 市道西山線外 1 線道路災害復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課) . . . 51
- ・ 市道朝金線外 1 川道路河川災害復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課) . . . 62
- ・ 山家城址公園便所整備工事条件付一般競争入札について
(監理課) . . . 72
- ・ 市道建田八津合線舗装工事条件付一般競争入札について
(監理課) . . . 82
- ・ 山家西簡易水道配水管布設工事 2 9 工区条件付一般競争入札について
(監理課) . . . 92
- ・ 所有者の判明しない動物の収容について
(保健推進課) . . . 102
- ・ 公示送達
(税務課) . . . 103
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について
(農業委員会) . . . 104
- ・ 公示送達
(税務課) . . . 105
- ・ 公示送達
(税務課) . . . 106
- ・ 市道大町君尾線道路災害復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課) . . . 107
- ・ 柿ノ木池復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課) . . . 117

- ・袋池復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・127
 - ・寺内池復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・137
 - ・石ノ隈新池復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・147
 - ・位田町旭ヶ丘舗装復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・157
 - ・所有者の判明しない負傷動物の收容について
(保健推進課)・・・167
 - ・認可地縁団体が所有する不動産の登記移転等に係る公告
(市民協働課)・・・168
 - ・認可地縁団体が所有する不動産の登記移転等に係る公告
(市民協働課)・・・172
- 教育委員会規則
 - ・綾部市教育委員会事務局組織規則の一部改正
・・・187
- 教育委員会告示
 - ・令和元年度第5回綾部市教育委員会招集告示
・・・188
 - ・令和元年度第6回綾部市教育委員会招集告示
・・・189
- 選挙管理委員会告示
 - ・令和元年9月定時登録における選挙人名簿登録日の変更について
・・・190

綾部市告示第163号

綾部市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年綾部市条例第9号）第2条の規定による改正後の綾部市市税条例（昭和37年綾部市条例第13号）附則第20条の3に規定する京都府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車は次に掲げるとおりとする。

令和元年8月2日

綾部市長 山崎善也

- 1 震災、風水害、落雷、火災又はこれらに類する災害（以下この項において「災害」という。）のあった日から6月以内に取得された軽自動車であって、災害によって滅失し、又は損壊した自動車に代わるものとして取得した軽自動車と知事が認めるもの
- 2 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の救急軽自動車、血液事業の用に供する軽自動車又はへき地巡回診療の用に供する軽自動車
- 3 下肢等障害者が取得した軽自動車（下肢等障害者が18歳未満である場合又は所有することが困難であると認められる場合にあつては、その者と生計を一にする者が取得した軽自動車を含む。）で専ら当該下肢等障害者が運転するもの又は当該下肢等障害者と生計を一にする者が専ら当該下肢等障害者のために運転するもの（第7項に該当するものを除く。）
- 4 下肢等障害者のみで構成される世帯の下肢等障害者が取得した軽自動車であつて、当該下肢等障害者を常時介護する者が専ら当該下肢等障害者のために運転するもの（第7項に該当するものを除く。）
- 5 構造上下肢等障害者の利用に供するための軽自動車であつて、下肢等障害者以外の者の利用に併せて供するものと知事が認めるもの（第7項に該当するものを除く。）
- 6 構造上下肢等障害者が専ら運転するための軽自動車と知事が認めるもので営業用のもの（次項に該当するものを除く。）
- 7 特種用途自動車のうち、構造上下肢等障害者の利用に専ら供するための軽自動車と知事が認める軽自動車
- 8 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が無償で譲り受けた軽自動車であつて、当該特定非営利活動法人の設立の日から3年以内に法第11条第1項の規定により当該特定非営利活動法人の定款に記載された特定非営利活動に係る事業の用に供するもの

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

綾部市告示第164号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和元年 8月 2日

綾部市長 山 崎 善 也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
平成30年 4月 1日	綾0301-01012	昭和21年 9月30日
平成30年 4月 1日	綾0308-12002	昭和25年 6月 3日
平成31年 2月20日	綾0505-51001	平成11年12月 8日
平成30年 4月 1日	綾0702-32113	昭和33年 1月 1日
平成30年 4月 1日	綾0703-21011	昭和21年 3月 1日
平成30年 4月 1日	綾0703-21011	昭和22年12月 3日
平成30年 4月 1日	綾0703-21011	昭和54年 5月12日
平成30年 4月 1日	綾0831-44001	昭和25年 9月19日
平成30年 6月 4日	綾0824-41006	昭和35年 9月 6日
平成31年 4月 1日	綾0844-25003	平成14年 1月25日
平成30年 4月 1日	綾0907-23004	昭和33年 2月17日
平成30年 4月 1日	綾0907-65003	昭和39年 5月19日
平成30年 4月 1日	綾1005-51006	昭和20年 5月 1日

綾部市告示第165号

地縁による団体「今田自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和元年8月6日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市今田町元立石24番地 横 山 眞 澄 に変更する
事務所を 綾部市今田町元立石24番地 に変更する

2 変更の年月日

平成31年4月1日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第166号

綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和元年8月7日

綾部市長 山崎善也

綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における移住及び定住の促進並びに中小企業の人手不足の解消を図るため、東京圏からの移住者を対象に、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、京都府移住支援事業補助金交付要綱（平成31年京都府告示第165号）で使用する用語の例による。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 次に掲げるいずれかの地域を含む市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）町村の地域をいう。
 - ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域
 - ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
 - エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - オ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域
- (3) 移住者 本市に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をした者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 転入をした日の前日において引き続き5年以上東京都区部（東京都の特別区の存する区域をいう。以下同じ。）内に住所を有していた者
 - イ 転入をした日の前日において引き続き5年以上東京圏内（条件不利地域を除く。）に住所を有し、かつ、転入をした日の3月前の日において引き続き5年以上、東京都区部内に所在する事業所において業務に従事していた者（当該事業所において業務に従事しなくなった日から転入をした日までの間に京都府の区域外（東京都区部

- を除く。)に所在する事業所において業務に従事していた者を除く。)
- (4) 指定法人 次のいずれにも該当し、都道府県知事が指定及び登録する法人をいう。
- ア 官公庁等でないこと。
 - イ 資本金10億円以上の法人(以下「大企業」という。)でないこと。
 - ウ 発行している株式(以下「発行済株式」という。)の総数の2分の1以上を一の大企業が有している大企業以外の法人でないこと。
 - エ 出資価額の総額2分の1以上を一の大企業が占めている大企業以外の法人でないこと。
 - オ 発行済株式の総数の3分の2以上を二以上の大企業が有している大企業以外の株式会社でないこと。
 - カ 出資価額の総額の3分の2以上を二以上の大企業が占めている大企業以外の法人でないこと。
 - キ 大企業の役員(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第15号に規定する役員をいう。)又は使用人の地位にある者が、役員総数の2分の1以上を占めている大企業以外の法人でないこと。
 - ク 本社が東京圏以外の地域又は条件不利地域に所在する法人であること。
 - ケ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)の適用を受ける事業所を有する法人であること。
 - コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者でないこと。
 - サ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- (5) 移住先就業 次のいずれにも該当する就業をいう。
- ア 指定法人に新たに雇い入れられること。
 - イ アの法人の事業所(東京圏外又は条件不利地域内に所在するものに限る。)において業務に従事すること。
- (6) 移住先起業 次のいずれにも該当する法人の設立又は個人が行う事業の開始であつて、京都府が定める起業支援事業費補助金交付要領第3条に規定する補助対象者が実施する起業支援事業において交付決定を受けたものをいう。
- ア 法人にあつては当該法人の本店又は主たる事務所の所在地が、個人にあつては所得税法(昭和40年法律第33号)第229条の届出書を提出した税務署長の管轄区域が東京圏外又は条件不利地域内であること。
 - イ 京都府内の区域内で事業を実施していると認められること。
- (補助対象者)
- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する移住者及びこれに相当する者として市長が認める者とする。
- (1) 移住先就業又は移住先起業をした者
 - (2) 移住先就業し、本市に転入後3月以上1年以内に、又は、移住先起業による交付決定を受け、その決定を受けた日から1年以内であり、かつ、本市に転入後3月以上1年以内の間に本市に対して補助金の交付を申請した者

(3) 次のいずれにも該当しない者

- ア 第2条第3号イに規定する者のうち事業主以外の者で、雇用保険法第4条第1項で規定する被保険者でない者
- イ 補助金の交付を申請した日から、本市に継続して5年以上居住する意思を有していない者
- ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者
- エ 外国籍を有しており、かつ永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれの在留資格も有していない者
- オ 京都府農業振興事業費補助金交付要綱（昭和35年京都府告示第928号）において規定する、移住に伴う移転等に要する経費を補助対象経費とする補助金を受給した者
- カ 移住者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人に就業した者
- キ 有期又は週20時間未満の無期雇用契約に基づく就業をした者
- ク 補助金の交付申請をした日において、就業先との雇用契約期間が3月に満たない者
- ケ 京都府U I Jターナビ又は他の都道府県が運営するマッチングサイトに掲載されていない求人に応募し就業した者
- コ 本事業の対象になる旨が明示されていない求人に応募し就業した者
- サ 指定法人の指定を受けた日以前に当該法人の求人に応募し就業した者
- シ 補助金の交付申請をした日から継続して5年以上就業する意思を有していない者
(補助金額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 対象移住者等が属する世帯の世帯員の数が2以上の場合 100万円
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 60万円
(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市移住者就業・起業支援補助金交付申請書（請求書）（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、綾部市移住者就業・起業支援補助金交付決定通知書（様式第2号）又は綾部市移住者就業・起業支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(報告)

第7条 補助金の交付を受けた者は、申請をした日から5年を経過するまでの間、綾部市移住者就業・起業支援補助金報告書（様式第4号）により、毎年市長へ報告しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかの事由に該当すると認める場合は、補助金の交付決定を取り消し、それぞれの区分に応じた当該補助金の全額又は半額の返還を命じることができる。ただし、やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の内容を申請した場合

イ 申請日から3年未満で本市以外の市区町村に転出した場合

ウ 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合

エ 京都府が定める起業支援事業費補助金交付要領第3条に規定する補助対象者が実施する起業支援事業において交付決定を取り消された場合

オ その他市長が全額返還すべきと認めた場合

(2) 半額の返還

申請日から3年以上5年以内に本市以外の市区町村に転出した場合

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年8月7日から施行し、平成31年4月1日以後に本市へ転入した移住者に適用する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名

㊟

綾部市移住者就業・起業支援補助金交付申請書（請求書）

綾部市移住者就業・起業支援補助金の交付を受けたいので、綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請者欄

ふりがな		生	年	月	日
氏名	㊟	年	月	日	
住所	〒				
メールアドレス		電話	番号		

2 内容（該当する欄に○を付けてください）

世帯員の数 （申請者含む）	人	補助金の種類	就業 ・ 起業
請求額	単身 600,000円 / 世帯 1,000,000円		

3 各種確認事項（A. B. どちらか該当する方に○を付けてください）

綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱第 3 条各号の該当の有無	A. 該当する B. 該当しない
申請日から 5 年以上継続して、綾部市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある B. 意思がない
京都府の「農業振興事業費補助金交付要綱」に規定する移住支援金の受給の有無	A. 受給していない B. 受給している

※各種確認事項の B. に○を付けた場合は、補助金の交付対象となりません。

4 転出元の住所

住 所	〒
-----	---

5 (東京23区在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

期 間	就 業 先	就 業 地

※5年以上の在勤履歴を記載してください。ただし、東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴がある場合、補助金の交付対象となりません。

申請者は申請書のほか、以下の書類を提出すること。

- ①写真付きの身分証明書
- ②補助金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名により、確実に振込可能となるもの）
- ③移住元の住民票の除票の写し
- ④綾部市移住者就業・起業支援補助金の交付申請に関する誓約事項（別紙1）
- ⑤（移住先就業の場合）別紙3で定める就業先企業等の就業証明書
- ⑥（起業による申請の場合）京都府が定める起業支援事業費補助金交付要領第3条に規定する補助対象者が実施する起業支援事業の交付決定書の写し

※また、必要に応じて、他の資料を求めることがあります。

6 振込口座

振 込 口 座	金融機関名	支 店 名	預金種別	普通・当座・その他（ ）
	銀行 金庫 農協	本店	口座番号	
			ふりがな	
支店		口座名義		

※ゆうちょ銀行の場合は、必ず振込用の店名と口座番号を記入してください。

別紙 1

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名

⑩

綾部市移住者就業・起業支援補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 綾部市移住者就業・起業支援補助金に関する報告及び立入調査について、京都府及び綾部市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の内容を申請した場合：全額
 - (2) 申請日から3年未満に綾部市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 京都府が定める起業支援事業費補助金交付要領第3条に規定する補助対象者が実施する起業支援事業において交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 申請日から3年以上5年以内に綾部市以外の市区町村に転出した場合：半額

別紙 2

個人情報の取扱いについて

綾部市移住者就業・起業支援補助金の実施に際して得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び綾部市個人情報保護条例（平成15年綾部市条例第31号）に基づき、個人情報の漏えいがないよう適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

別紙 3

年 月 日

綾部市長 様

所在地
 事業者名 ⑩
 代表者名
 電話番号
 担当者

就業証明書

(綾部市移住者就業・起業支援補助金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所	
勤 務 先 所 在 地	
勤 務 先 電 話 番 号	
就 業 開 始 年 月 日	
応 募 受 付 年 月 日	
雇 用 形 態	週 2 0 時 間 以 上 の 無 期 雇 用
勤 務 者 と 代 表 又 は 取 締 役 な どの 経 営 を 担 う 者 と の 関 係	3 親 等 以 内 の 親 族 に 該 当 し ない

綾部市移住者就業・起業支援補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、京都府及び綾部市の求めに応じて、京都府及び綾部市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長 印

綾部市移住者就業・起業支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市移住者就業・起業支援補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき通知します。

記

交付決定額 円

（備考）

- 1 以下の場合には補助金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・虚偽の内容を申請した場合：全額
 - ・申請日から 3 年未満に本市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日から 1 年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・京都府が定める起業支援事業費補助金交付要領第 3 条に規定する補助対象者が実施する起業支援事業において交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から 3 年以上 5 年以内に本市以外の市区町村に転出した場合：半額

- 2 本市は、綾部市移住者就業・起業支援補助金が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考 1 に定める返還請求を行う場合があります。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長 印

綾部市移住者就業・起業支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市移住者就業・起業支援補助金につきましては、下記のとおり交付しないことを決定しましたので、綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

不交付の理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住所
氏名 ㊟

綾部市移住者就業・起業支援補助金報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受け、補助金の交付を受けた綾部市移住者就業・起業支援補助金について、綾部市移住者就業・起業支援補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 報告者

ふりがな			生 年 月 日
氏 名	㊟		年 月 日
住 所	〒		
メールアドレス		電話 番号	
補助金申請日	年 月 日		

2 内容（該当する欄に○を付けてください。）

世帯員の数 (申請者含む)	人	補助金の種類	就業 ・ 起業
交付を受けた金額	単身 600,000円	／	世帯 1,000,000円

（添付書類）

- 住民票の写し
- 就業証明書（就業により補助金の交付を受けた者のみ）※2年目以降は添付不要

（備考）

この報告書は補助金を申請した日から5年を経過するまでの間、毎年市長へ報告する書類です。報告書は申請をした月日を基準とし、その基準日から30日以内に毎年市長へ関係書類を添えて提出しなければなりません。

綾部市告示第167号

あやべ特別市民制度事業費に係る指定代理納付者を指定したので、綾部市会計規則（昭和57年4月1日綾部市規則第2号）第32条第2項の規定に基づき告示する。

令和元年8月8日

綾部市長 山 崎 善 也

1 指定代理者納付者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
京銀カードサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地

2 歳入の種類

諸収入（あやべ特別市民会費）

3 指定日

令和元年8月8日

綾部市告示第 1 7 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条の規定に基づき、令和元年 9 月 3 日
綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

令和元年 8 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市訓令甲第26号

庁 中 一 般

綾部市職員の時差出勤制度に関する規程を次のように定める。

令和元年8月27日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市職員の時差出勤制度に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公務能率の向上を図るとともに、職員の健康保持及び時間外勤務の抑制に資するため、綾部市職員の時差出勤制度に関する条例（平成6年綾部市条例第31号）第4条第1項の規定に基づき、時差出勤制度を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「時差出勤制度」とは、事前に時間外での勤務が計画されており、かつ、公務の運営上の事情により必要と認める場合において、綾部市職員の時差出勤制度に関する規則（平成6年綾部市規則第39号）第2条に定める勤務時間と異なる勤務時間を割り振ることをいう。

(勤務時間等)

第3条 時差出勤制度における勤務時間型、勤務時間及び休憩時間は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、公務の運営上の事情により必要と認めるときは、別表に定める休憩時間を変更することができる。

(適用除外)

第4条 次に掲げる場合については、時差出勤制度は適用しない。

- (1) 職員の私的な理由による場合
- (2) 他の業務に支障を来す可能性がある場合
- (3) その他所属長が不相当と認める場合

(勤務時間の割振り)

第5条 所属長は、時差出勤制度により勤務時間を割り振る場合は、原則として当該勤務日の1週間前までに時差出勤命令簿（別記様式）により、当該職員に命令しなければならない。

2 所属長は、前項の規定による命令をした後に、当該命令の取消し又は割り振った勤務時間の変更をしようとするときは、当該勤務日の前日までに当該命令を取り消し、又は勤務時間の割振りを変更することができる。

(出勤簿)

第6条 所属長は、時差出勤制度による勤務時間の割振りを、綾部市職員の出勤簿等取扱規程（昭和37年綾部市訓令甲第1号）第3条第1項に規定する出勤簿に記入し、又は同条第2項に規定する情報処理システムに入力しなければならない。

2 前項の割振りを記入又は入力するに当たっては、「時差」と表記し、あわせて別表に定める勤務時間型を記入するものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

勤務時間型	勤務時間	休憩時間
A型	午前7時から午後3時45分まで	正午から午後1時まで
B型	午前7時30分から午後4時15分まで	
C型	午前9時30分から午後6時15分まで	
D型	午前10時30分から午後7時15分まで	
E型	午前11時30分から午後8時15分まで	午後5時15分から午後6時15分まで
F型	正午から午後8時45分まで	
G型	午後0時30分から午後9時15分まで	
H型	午後1時から午後9時45分まで	

別記様式（第5条関係）

時差出勤命令簿

年 月分		所属	職名	氏名		
所属 長印	月日	事由	変更後の勤務時間			勤務者 印
			型	時 分～	時 分	
			型	時 分～	時 分	
			型	時 分～	時 分	
			型	時 分～	時 分	
			型	時 分～	時 分	
			型	時 分～	時 分	
			型	時 分～	時 分	
			型	時 分～	時 分	
			型	時 分～	時 分	
			型	時 分～	時 分	
			型	時 分～	時 分	
			型	時 分～	時 分	

綾部市公告第103号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

令和元年8月2日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和元年度第2回綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「令和元年度、令和2年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、3次試験合格発表以後必要に応じ採用します。

令和元年度 第2回 綾部市職員採用試験

事務職員・土木技師・建築技師・
消防職員・文化財技師



～住んでよかった・住みたくなる・
住み続けられるまちづくりのために～

1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	<p>(1) 平成3年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校（それぞれ同程度と認めるものを含む。）を卒業若しくは令和2年3月までに卒業見込みの方</p> <p>(2) 平成3年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方（学歴は問わない。）</p>	一般事務に従事
土木技師	若干名	<p>(1) 昭和54年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校（それぞれ同程度と認めるものを含む。）を卒業若しくは令和2年3月までに卒業見込みの方で、専門課程（土木）を修得した方又は修得見込みの方</p> <p>(2) 昭和54年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方（学歴は問わない。）のうち（1）と同程度の技術を有する方</p>	土木関係業務に従事
建築技師	1名	<p>(1) 昭和54年4月2日以降に生まれた方で、建築士（1級又は2級）の免許を有する方</p> <p>(2) 昭和54年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校（それぞれ同程度と認めるものを含む。）において、建築の専門課程を修得若しくは修得見込みの方</p>	建築関係業務に従事
消防職員	2名程度	<p>(1) 平成3年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校（それぞれ同程度と認めるものを含む。）を卒業若しくは令和2年3月までに卒業見込みの方</p> <p>(2) 平成3年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方（学歴は問わない。）</p>	消防・救急業務に従事
文化財技師	1名	<p>昭和54年4月2日以降に生まれた方で、学芸員資格を有する方、又は令和2年3月末日までに取得見込みの方で、埋蔵文化財の調査、保存及び展示等に関する専門的知識を有する方</p> <p>なお、資格取得見込みでこの試験に合格した方が、令和2年3月末日までに資格が取得できなかった場合は、採用されません</p>	文化財（埋蔵文化財）関係業務に従事

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条（抄） ～

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

綾部市では、「住んでよかった」「住みたくなる」「住み続けられる」まちづくりを目指して、次に掲げる人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員
- (5) 困難なことにも明るく楽しむ職員



2 試験の日時及び場所

	日 時	場 所
第1次試験	令和元年9月22日（日） 午前9時30分 （受付：午前9時から）	綾部中学校 （綾部市宮代町）
第2次試験	令和元年10月中旬 ※詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。	
第3次試験	令和元年11月上旬 ※詳細は、第2次試験合格者に文書で通知します。	

※ 自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ（<http://www.city.ayabe.lg.jp/>）でお知らせします。

3 試験の方法及び内容

	職 種	試 験 方 法
第1次試験	事務職員 消防職員 文化財技師	(1) 一般教養試験 (2) 適性検査
	土木技師 建築技師	(1) 一般教養試験 (2) 適性検査 (3) 専門試験（休憩後、午後から実施）
第2次試験	事務職員 土木技師 建築技師 文化財技師	(1) 作文試験（作題指定） (2) 面接試験
	消防職員	(1) 作文試験（作題指定） (2) 面接試験 (3) 体力測定
第3次試験	全 職 種	面接試験

※各試験の内容は次のとおりです。

試 験 内 容		
第1次試験	一般教養試験	公務員として必要な一般知識及び教養についての筆記試験（社会、人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能）択一式。出題数40題。試験時間120分。試験問題は学歴別。
	適性検査	職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる筆記試験。出題数100題。試験時間10分。
	専門試験 （土木技師） （建築技師）	専門的知識についての筆記試験。択一式。出題数30題。試験時間1時間30分～2時間。試験問題は学歴別。
第2次試験	作文試験	文章表現力、課題理解力、文章構成力等についての試験
	面接試験	人物評価
	体力測定 （消防職員）	体力診断テスト（握力、長座体前屈、反復横とび等） 運動適正テスト（立ち幅とび、上体起こし、20mシャトルラン等）
第3次試験	面接試験	人物評価

4 受験申込手続及び申込受付期間

申込書 入手方法	<p>申込書は、市役所職員課にて配布しています。 綾部市ホームページ (http://www.city.ayabe.lg.jp/) からでもダウンロード可能です。</p>
申込方法	<p>採用試験申込書に必要事項を記入し、本人署名の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、無帽、正面向き）を貼り、申込先へ<u>直接持参又は郵送</u>してください。郵送で申し込まれる場合は、<u>必ず簡易書留郵便とし、表に「採用試験申込書在中」と朱書してください。申込書の他に82円分の切手を貼り、返信先の宛名を記入した返信用封筒（長3）を必ず同封してください。</u></p> <p>※インターネット（電子メール）での申込受付は行っておりません。 ※受験票が令和元年9月13日(金)までに到着しないときは、下記申込先までご連絡ください。</p>
申込先	<p>〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市 市長公室職員課 職員・人事担当 TEL 0773-42-4228</p>
受付期間	<p><u>令和元年8月5日（月）～令和元年8月28日（水）</u> <u>午前8時30分～午後5時15分</u></p> <p>ただし、土曜日・日曜日・祝日を除きます。 郵送・持参ともに、締切日の午後5時15分までに申込先へ到着したものに限り受け付けます。 ※受付期間終了後は、どのような理由があっても受付できません。</p>
その他	<p>身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。</p>

※採用試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

5 合格発表

- (1) 第1次合格発表 令和元年10月11日(金)午前10時
合格者本人に通知するほか、次の方法により合格者の受験番号のみ発表します。
○綾部市役所本庁舎玄関入口に掲示(令和元年10月11日(金)午後6時まで)
○綾部市ホームページ(掲載期間:令和元年10月17日(木)午後5時まで)
<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による合否の問い合わせには応じられません。
- (2) 第2次合格発表 受験者本人に合否を通知します。
- (3) 最終合格発表 受験者本人に合否を通知します。



6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、「令和元年度・令和2年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和2年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている方は、令和元年度中の採用になる場合があります。なお、令和元年度・令和2年度綾部市職員採用候補者名簿は、令和3年3月31日まで有効です。
- (2) 文化財技師試験合格者については、免許及び資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、令和2年3月末までに免許及び資格が取得できなかった場合は、採用される資格を失います。
- (3) 最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人(採用待機者)を含みます。
- (4) 最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されています。ただし、採用待機者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。



7 給与、福利厚生等

(平成31年4月1日現在)

区 分	大学の新卒者	短期大学の新卒者	高校の新卒者
初任給 (月額)	180,700円	161,300円	148,600円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

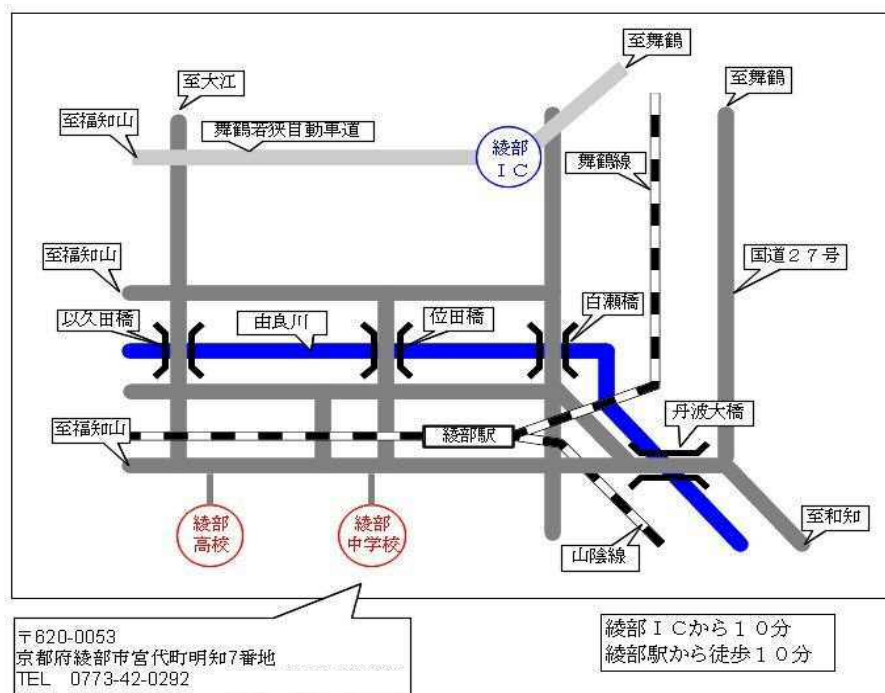
8 試験結果の開示

この試験結果については、綾部市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証、学生証等）を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求できる者	不合格者	不合格者	不合格者
開示内容	第1次試験の順位及び総合得点	第2次試験の順位及び総合得点	第3次試験の順位及び総合得点
開示期間	令和元年10月11日（金）から1か月間（ただし、土、日曜日及び祝日を除く。）	第2次試験合格発表の日（通知の日）から1か月間（ただし、土、日曜日及び祝日を除く。）	最終合格発表の日（通知の日）から1か月間（ただし、土、日曜日及び祝日を除く。）
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階（綾部市市長公室職員課） 午前8時30分（開示期間の初日は午前10時）から午後5時15分まで		

第1次試験会場（綾部中学校） 案内図



住んでよかった…
ゆったりやすらぎの
田園都市・綾部

■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

TEL0773-42-4228



綾部市公告第104号

現年発生農地等災害復旧事業、奥の畑池復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年8月5日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第501 66号 |
| (2) 工 事 名 | 奥の畑池復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市小西町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 復旧延長 L = 39.0 m
土砂浚渫工 L = 21.0 m V = 1,612 m ³
雑物除去工 V = 2 m ³
水路復旧工 L = 18.0 m |
| (5) 予定工期 | 令和元年9月10日から
令和2年3月 2日まで（175日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年8月5日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は320円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年8月16日(金)午前9時から午後6時まで

令和元年8月19日(月)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年8月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年8月23日(金)から

令和元年8月26日(月)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年8月28日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システム

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和元年9月2日(月)午前9時から午後6時まで
令和元年9月3日(火)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年9月4日(水)午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

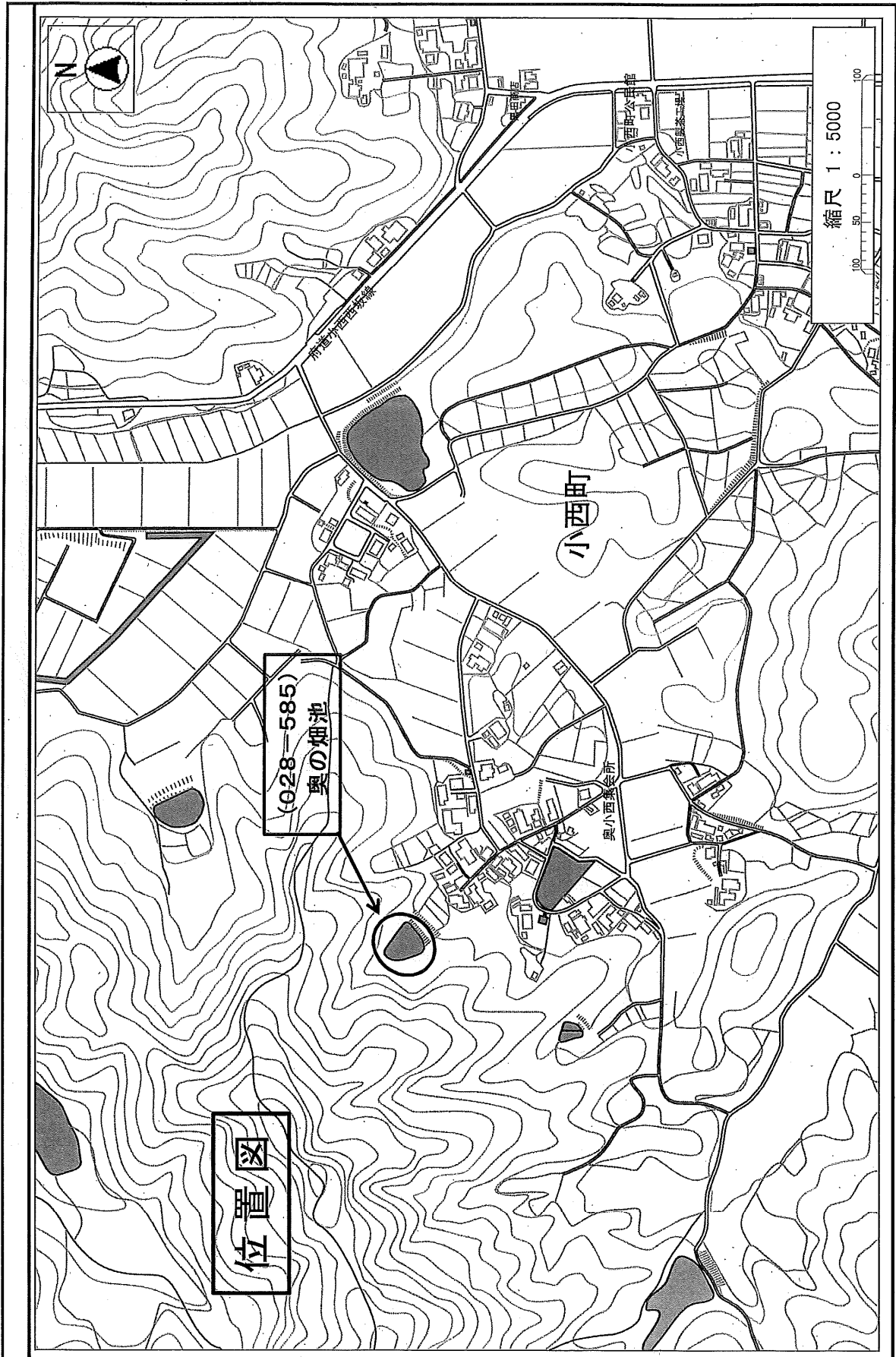
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



位置図

綾部市公告第105号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、30 災第 2940 号 市道宮谷線外 1 川道路河川災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年 8 月 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 1 6 7 号 |
| (2) 工 事 名 | 30 災第 2940 号 市道宮谷線外 1 川道路河川災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市於与岐町 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | <p>30 災第 2940 号 L = 3 8 . 0 m W = 3 . 1 ~ 5 . 6 m</p> <p>コンクリートブロック積工 A = 1 3 9 m²</p> <p>小口止工 N = 5 箇所</p> <p>すりつけ工 (練石積) A = 1 4 m²</p> <p>筋芝 A = 2 m²</p> <p>アスファルト舗装 A = 5 8 m²</p> <p>縮切排水工 一式</p> <p>30 災第 2907 号 右岸 L = 3 . 3 m 左岸 L = 2 0 . 0 m</p> <p>コンクリートブロック積工 A = 4 9 m²</p> <p>小口止工 N = 3 箇所</p> <p>すりつけ工 (練石積) A = 9 m²</p> <p>アスファルト舗装 A = 1 0 m²</p> <p>工事用道路 (敷鉄板) L = 7 0 m</p> <p>縮切排水工 一式</p> |
| (5) 予定工期 | 令和元年 9 月 1 0 日から
令和 2 年 2 月 2 6 日まで (1 7 0 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の A 1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。

- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年8月5日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,490円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年8月16日（金）午前9時から午後6時まで

令和元年8月19日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年8月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和元年8月23日（金）から
令和元年8月26日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年8月28日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和元年9月2日（月）午前9時から午後6時まで
令和元年9月3日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年9月4日（水）午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最

低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続きを行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

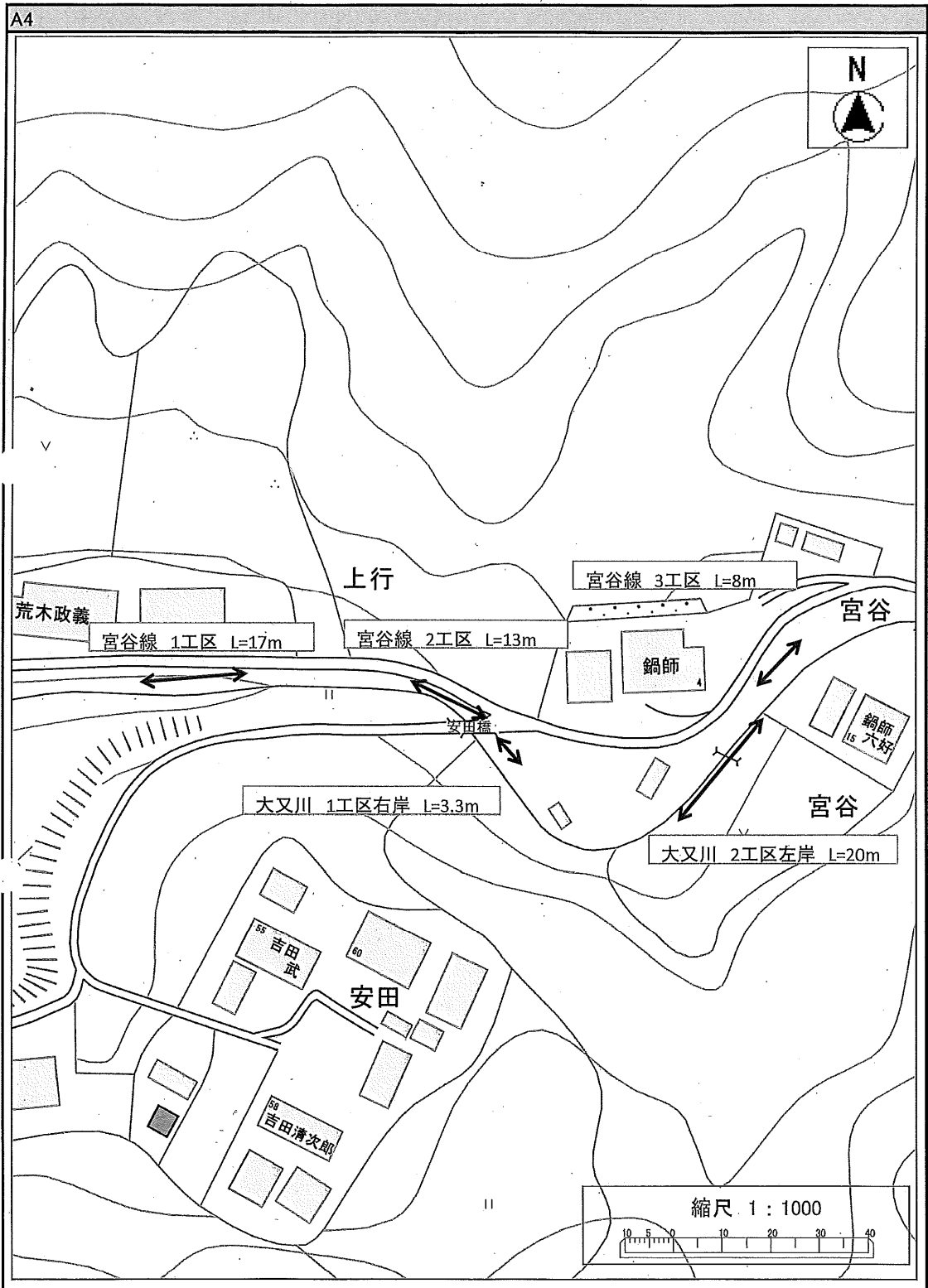
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第106号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、30 災第 2936 号 市道西山線外 1 線道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年 8 月 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 1 6 8 号 |
| (2) 工 事 名 | 30 災第 2936 号 市道西山線外 1 線道路災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市田野町外 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | <p>30 災第 2936 号 L = 1 0 . 0 m W = 3 . 5 ~ 5 . 4 m</p> <p>コンクリートブロック積 A = 4 1 m²</p> <p>小口止 N = 2 箇所</p> <p>取付工 (石積) A = 6 m²</p> <p>雑工 (コンクリートブロック積) A = 1 m²</p> <p>筋芝 A = 1 1 m²</p> <p>アスファルト舗装 A = 4 m²</p> <p>ガードレール撤去・再設置 L = 1 6 m</p> <p>30 災第 2937 号 L = 1 1 . 0 m W = 4 . 1 ~ 4 . 9 m</p> <p>コンクリートブロック積 A = 2 1 m²</p> <p>小口止 N = 2 箇所</p> <p>取付工 (石積) A = 7 m²</p> <p>アスファルト舗装 A = 9 m²</p> <p>ガードレール撤去・設置 L = 1 6 m</p> |
| (5) 予定工期 | 令和元年 9 月 1 0 日から
令和 2 年 1 月 7 日まで (1 2 0 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。

- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年8月5日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は980円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年8月16日（金）午前9時から午後6時まで

令和元年8月19日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年8月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によ

りその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和元年8月23日（金）から
令和元年8月26日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年8月28日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和元年9月2日（月）午前9時から午後6時まで
令和元年9月3日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年9月4日（水）午前10時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

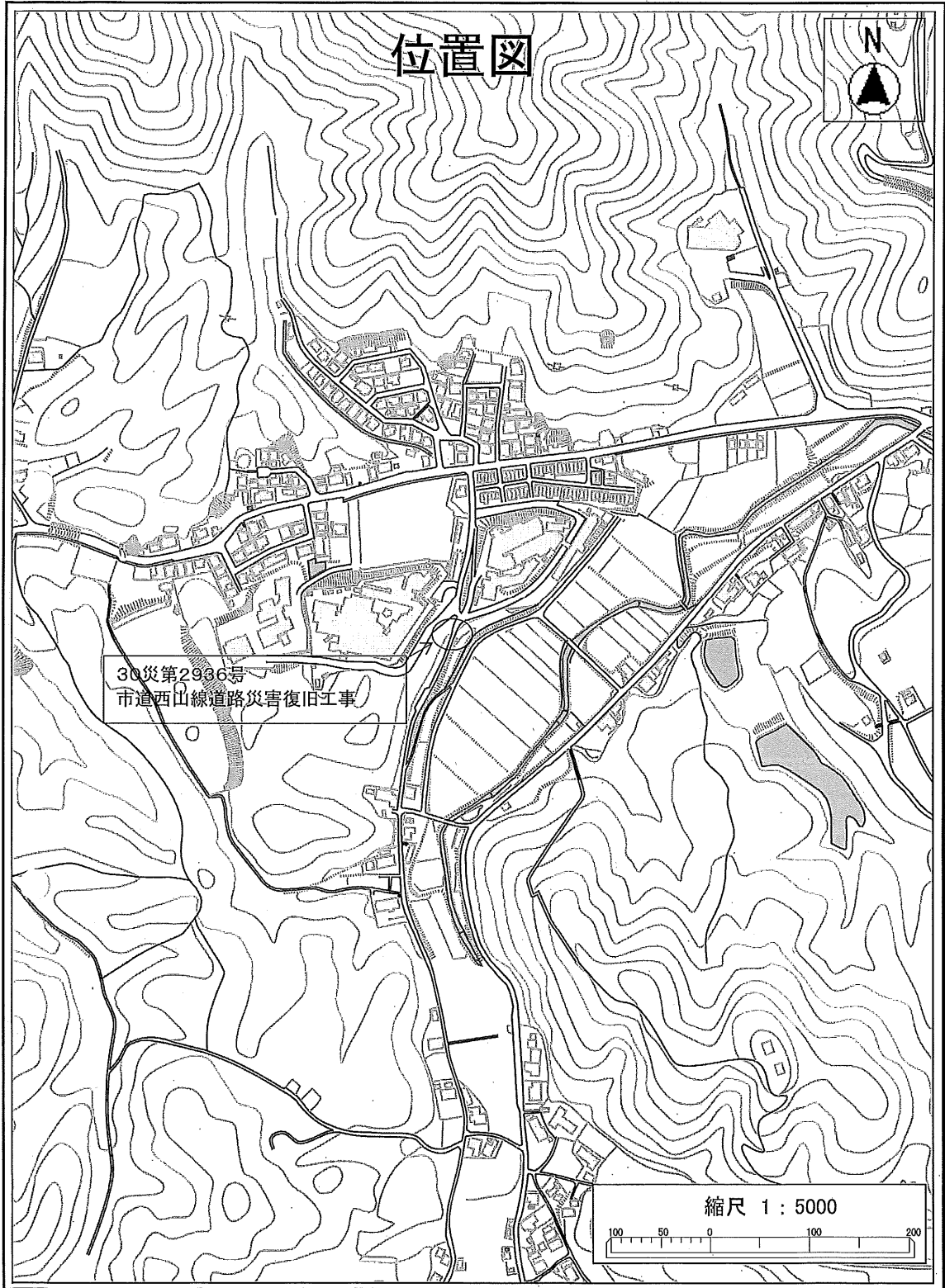
2) 主任技術者

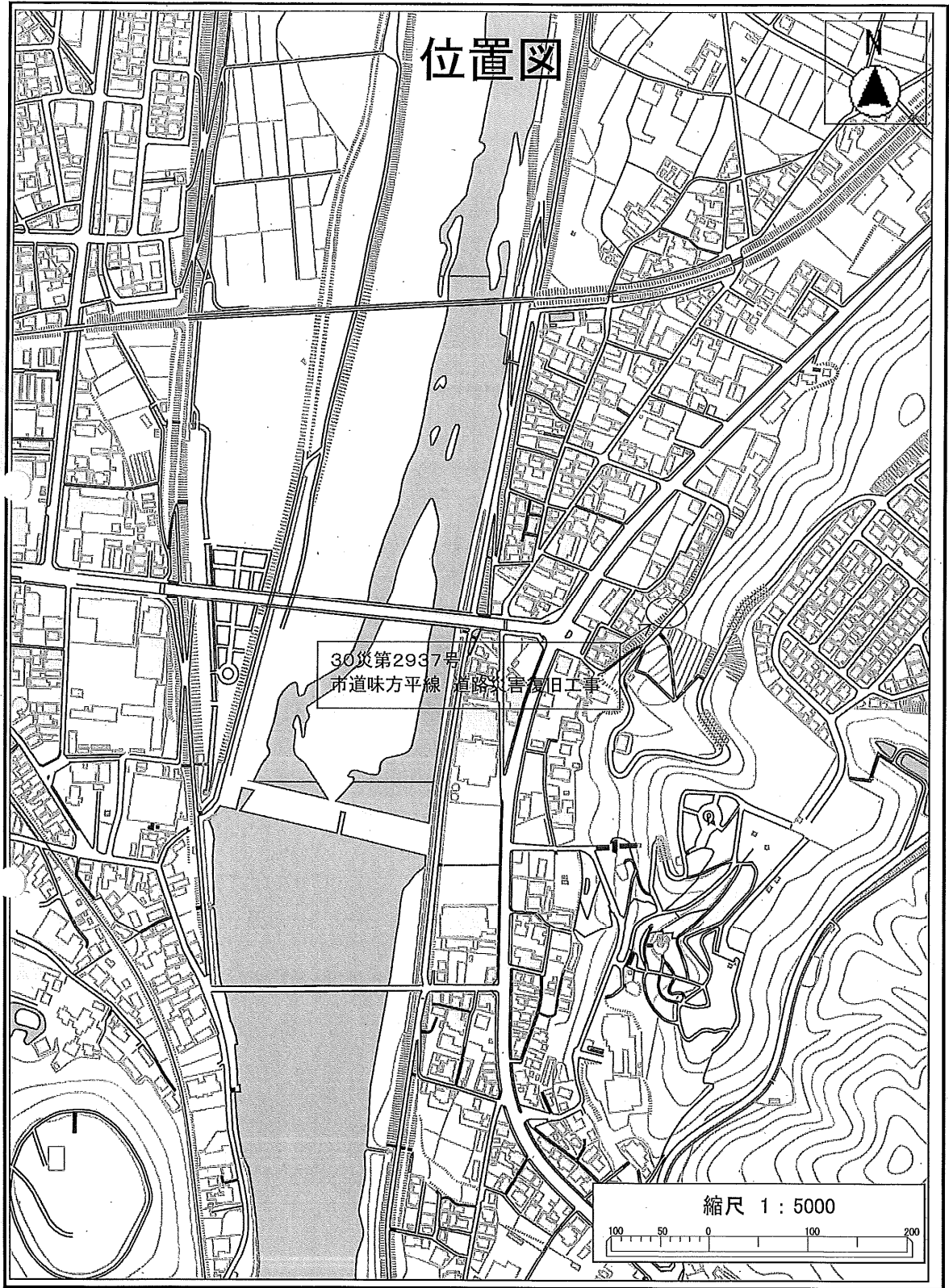
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。





綾部市公告第107号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、30 災第 2924 号 市道朝金線外 1 川道路河川災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年 8 月 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 1 6 9 号 |
| (2) 工 事 名 | 30 災第 2924 号 市道朝金線外 1 川道路河川災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市旭町 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | <p>30 災第 2924 号 L = 2 2 . 0 m W = 2 . 0 ~ 2 . 1 m</p> <p>コンクリートブロック積工 A = 4 9 m²</p> <p>小口止工 N = 1 箇所</p> <p>雑工 (重力式擁壁) L = 0 . 5 m</p> <p>取付工 (植生土のう) A = 0 . 4 m²</p> <p>アスファルト舗装工 A = 1 1 m²</p> <p>付帯工 一式</p> <p>縮切排水工 一式</p> <p>30 災第 2903 号 L = 1 3 . 5 m (左岸)</p> <p>コンクリートブロック積工 A = 2 9 m²</p> <p>小口止工 N = 1 箇所</p> <p>すり付け工 (石積) A = 2 m²</p> <p>法面工 A = 0 . 8 m²</p> <p>排水構造物工 (管渠工) L = 1 m</p> <p>工事用道路 (敷砂利) L = 1 3 m</p> <p>縮切排水工 一式</p> |
| (5) 予定工期 | <p>令和元年 9 月 1 0 日から</p> <p>令和 2 年 1 月 7 日まで (1 2 0 日間)</p> |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単

体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。

- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年8月5日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は960円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年8月16日（金）午前9時から午後6時まで

令和元年8月19日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年8月下旬に電子入札シ

システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和元年8月23日（金）から
令和元年8月26日（月）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年8月28日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和元年9月2日（月）午前9時から午後6時まで
令和元年9月3日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年9月4日（水）午前10時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

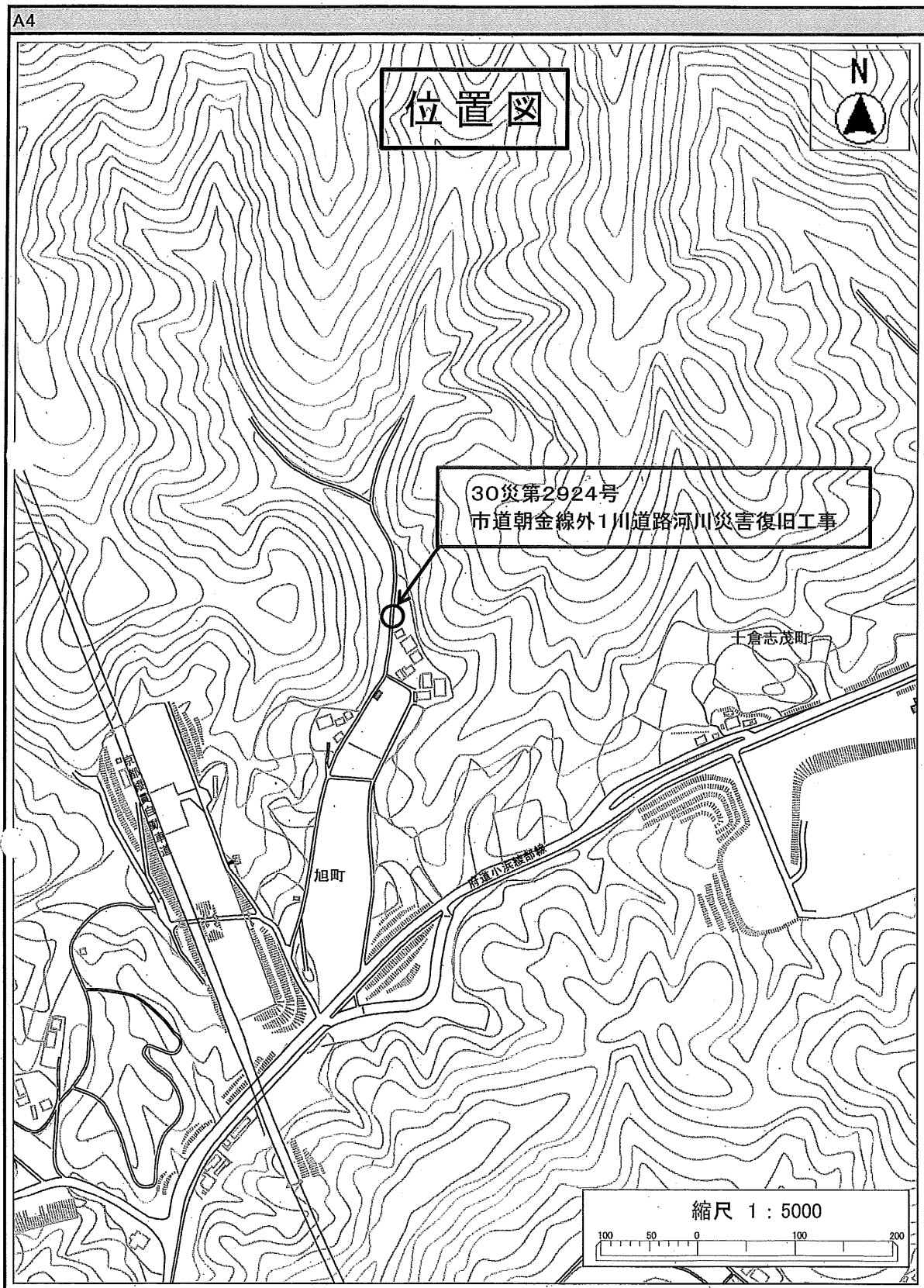
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

A4



綾部市公告第108号

都市公園整備事業、山家城址公園便所整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年8月5日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第501 71号 |
| (2) 工 事 名 | 山家城址公園便所整備工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市広瀬町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 便所建設 木造平屋建 延べ面積 13.04㎡
合併処理浄化槽設置 10人槽
敷地内アスファルト舗装 舗装面積 91.50㎡
既設便所解体 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和元年 9月10日から
令和元年12月28日まで（110日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年8月5日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は420円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年8月16日(金)午前9時から午後6時まで

令和元年8月19日(月)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年8月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年8月23日(金)から

令和元年8月26日(月)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年8月28日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システ

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和元年9月2日(月)午前9時から午後6時まで
令和元年9月3日(火)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年9月4日(水)午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

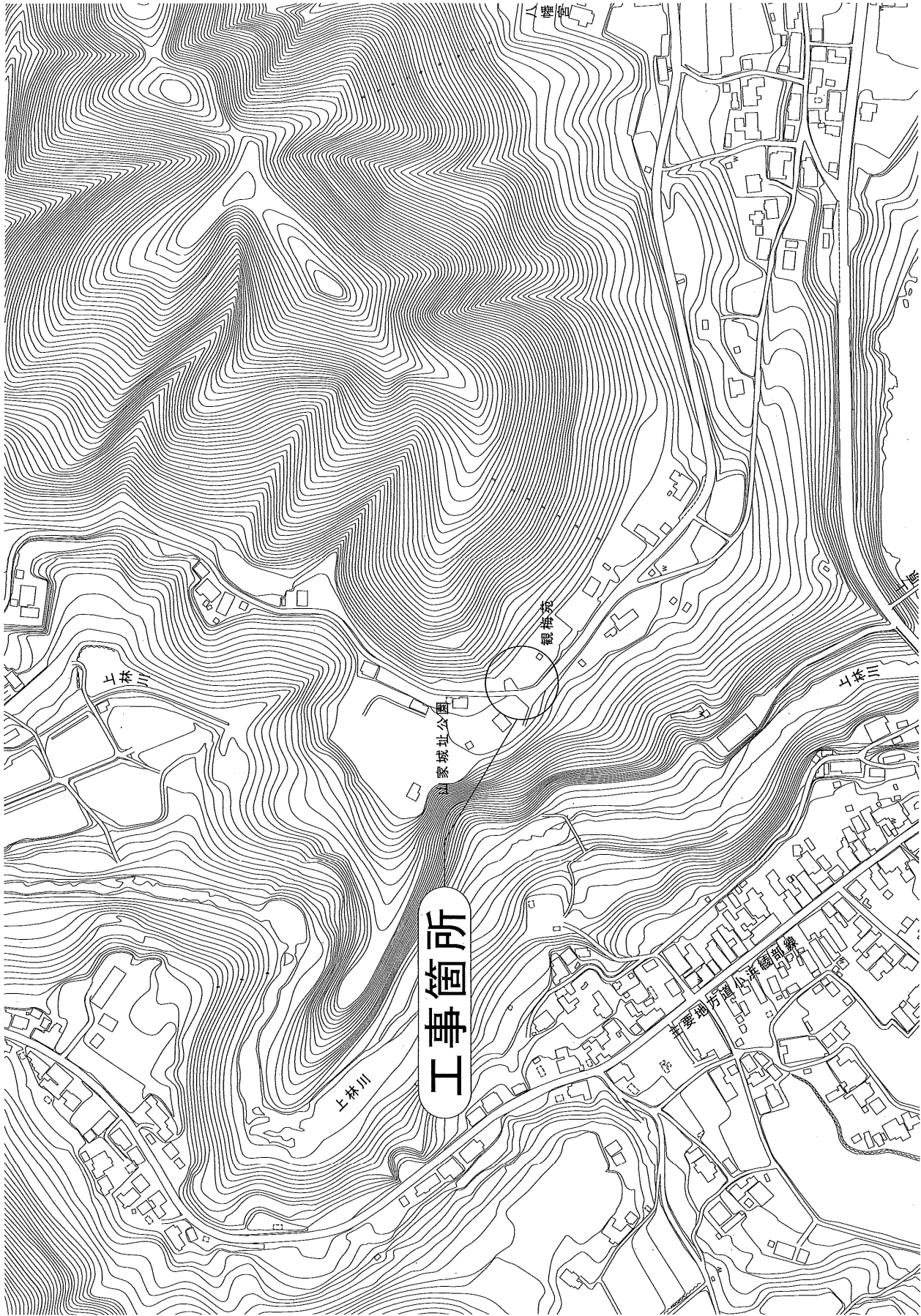
2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が7,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が7,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が7,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第109号

道路整備事業、市道建田八津合線舗装工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年8月5日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第501 72号
- (2) 工 事 名 市道建田八津合線舗装工事
- (3) 工事場所 綾部市忠町（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 L=728m W=3.3~8.4m
アスファルト舗装工 A=2,530㎡
- (5) 予定工期 令和元年9月10日から
令和2年2月16日まで（160日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級又はB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年8月5日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は130円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年8月16日(金)午前9時から午後6時まで

令和元年8月19日(月)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年8月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年8月23日(金)から

令和元年8月26日(月)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年8月28日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システ

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにはファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和元年9月2日(月) 午前9時から午後6時まで
令和元年9月3日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年9月4日(水) 午前10時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

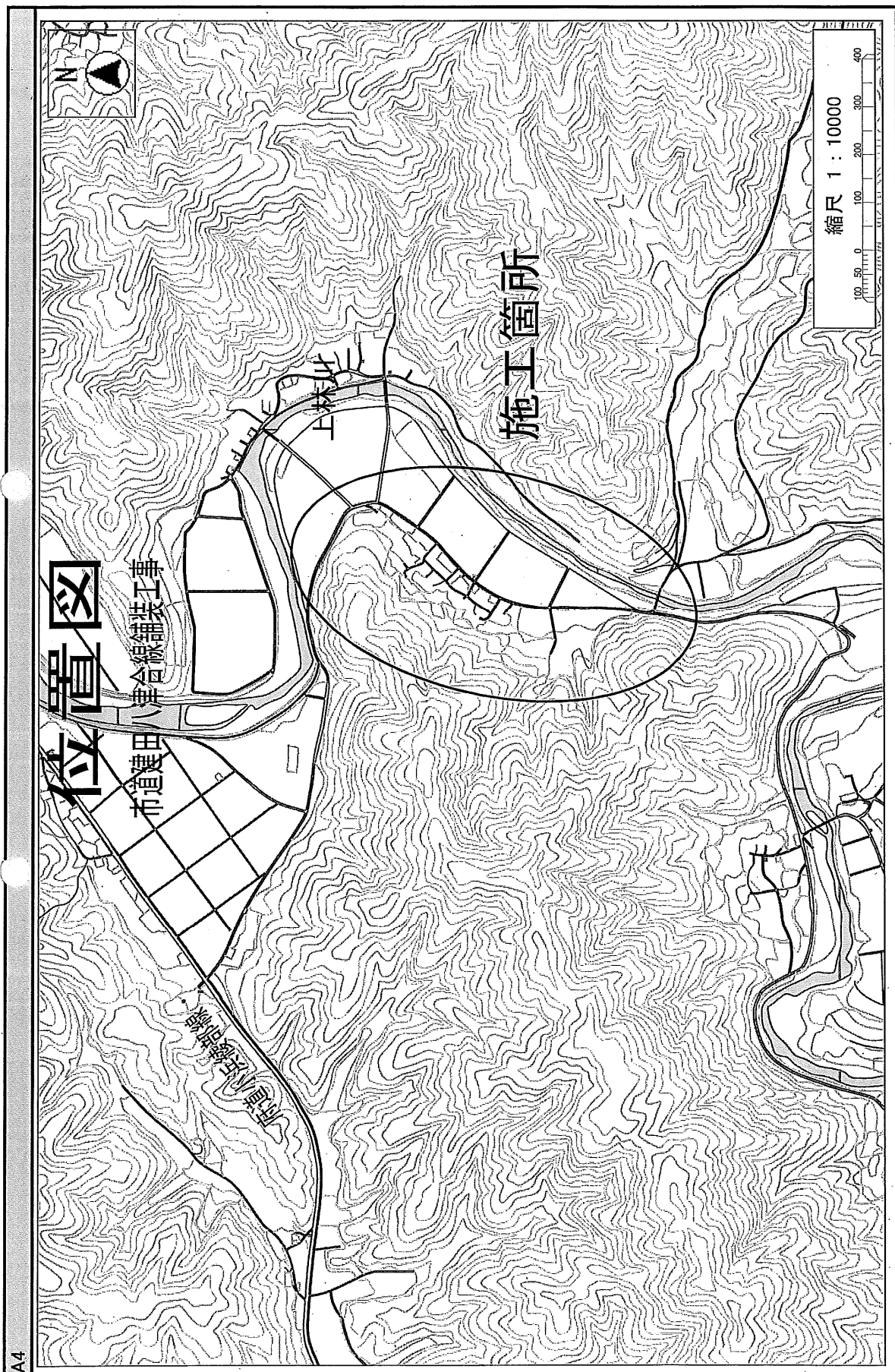
2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



A4

綾部市公告第 1 1 0 号

山家西簡易水道統合整備事業、山家西簡易水道配水管布設工事 2 9 工区に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年 8 月 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 1 7 4 号 |
| (2) 工 事 名 | 山家西簡易水道配水管布設工事 2 9 工区 |
| (3) 工事場所 | 綾部市下替地町 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | 配水管布設工 D C I P (K) $\phi 7 5$ L = 1 9 m
配水管布設工 G N G $\phi 7 5$ L = 5 6 m
給水戸数 N = 2 戸
舗装復旧工 A = 1, 1 9 6 m ² |
| (5) 予定工期 | 令和元年 9 月 1 0 日から
令和元年 1 2 月 1 8 日まで (1 0 0 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事の A 等級又は B 等級で登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時 2 名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年8月5日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は850円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年8月16日（金）午前9時から午後6時まで

令和元年8月19日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年8月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年8月23日（金）から

令和元年8月26日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和元年8月28日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和元年9月2日(月)午前9時から午後6時まで
令和元年9月3日(火)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年9月4日(水)午前11時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

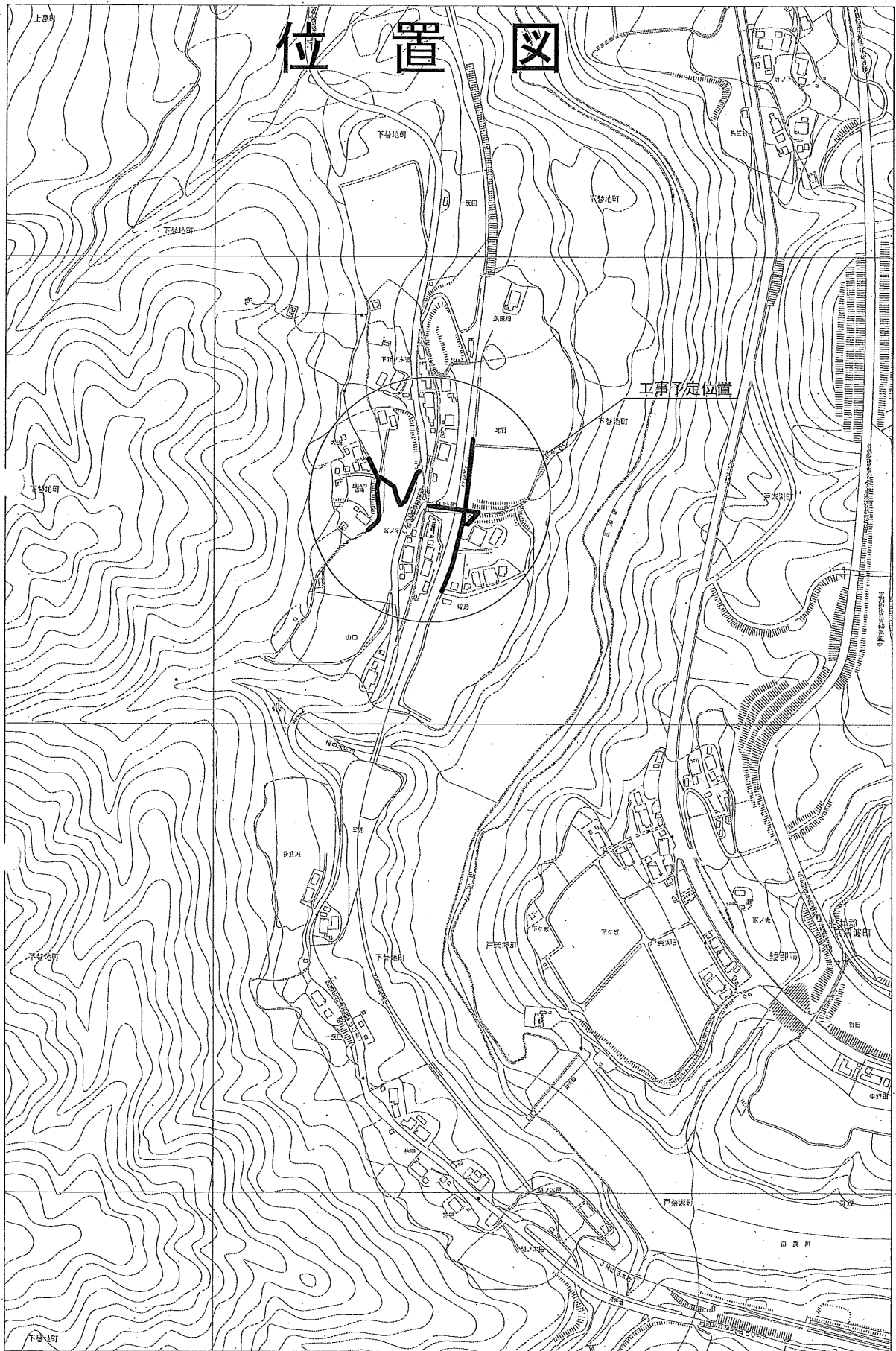
2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 1 1 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定により、所有者の判明しない動物の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和元年 8 月 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | | | |
|-----|------|--------------|--------------|
| 1 | 捕獲日時 | 令和元年 8 月 5 日 | 1 1 : 3 0 分頃 |
| 2 | 捕獲場所 | 綾部市五泉町遊里詰地内 | |
| 3 | 動物種 | 犬 | |
| 4 | 種類 | 雑種 | |
| 5 | 体格 | 小 | |
| 6 | 毛色 | 黒茶 | |
| 7 | 性別 | 雄 | |
| 8 | その他 | 首輪なし | |
| 9 | 犬の鑑札 | なし | |
| 1 0 | 注射済票 | なし | |

(注意) 公告期間満了の日の翌日 (令和元年 8 月 8 日) までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号 0 7 7 3 - 7 5 - 1 1 5 6

綾部市公告第 1 1 2 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和元年 8 月 1 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 1 3 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和元年 8 月 1 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

令和元年 8 月 1 6 日から令和元年 8 月 2 9 日まで

綾部市公告第 1 1 4 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和元年 8 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 1 5 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和元年 8 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 1 6 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、31 災第 2901 号 市道大町君尾線道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年 8 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 1 7 7 号 |
| (2) 工 事 名 | 31 災第 2901 号 市道大町君尾線道路災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市五津合町 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | L = 1 8 . 2 m W = 4 . 2 ~ 4 . 6 m
吹付法砕工 L = 2 2 5 m
植生基材吹付工 A = 1 3 0 m ²
アンカー工 N = 1 2 本
集排水ボーリング工 L = 5 0 m
排水構造物工 L = 4 4 m
アスファルト舗装工 A = 5 m ² |
| (5) 予定工期 | 令和元年 9 月 2 5 日から
令和 2 年 3 月 1 2 日まで (1 7 0 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の A 1 等級又は A 等級で登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年8月26日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,050円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年8月29日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年8月30日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月29日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年9月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年9月5日（木）から

令和元年9月6日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和元年9月9日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和元年9月13日（金）午前9時から午後6時まで
令和元年9月17日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年9月18日（水）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適當であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所在地 京都府綾部市若竹町 8 - 1
綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

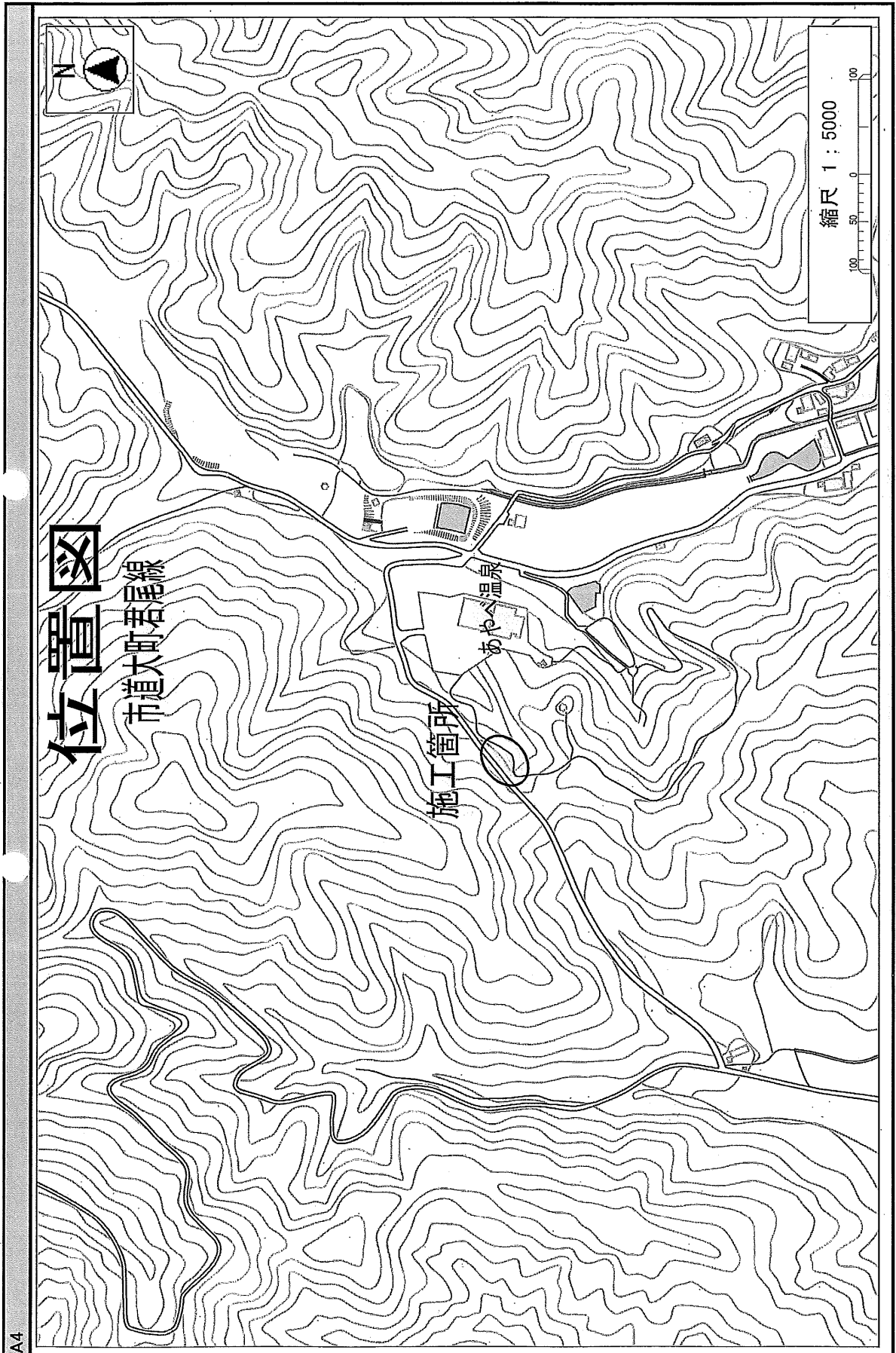
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 1 7 号

現年発生農地等災害復旧事業、柿ノ木池復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年 8 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 1 7 8 号 |
| (2) 工 事 名 | 柿ノ木池復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市小畑町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 復旧延長 L = 1 5 . 0 m
土砂浚渫工 V = 1 , 4 0 0 m ³
雑物除去工 V = 7 m ³ |
| (5) 予定工期 | 令和元年 9 月 2 5 日から
令和 2 年 3 月 1 7 日まで（1 7 5 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の A 1 等級又は A 等級で登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年8月26日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は260円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年8月29日（木）午前9時から午後6時まで

令和元年8月30日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月29日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年9月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年9月5日（木）から

令和元年9月6日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年9月9日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファ

ックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和元年9月13日(金) 午前9時から午後6時まで
令和元年9月17日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年9月18日(水) 午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

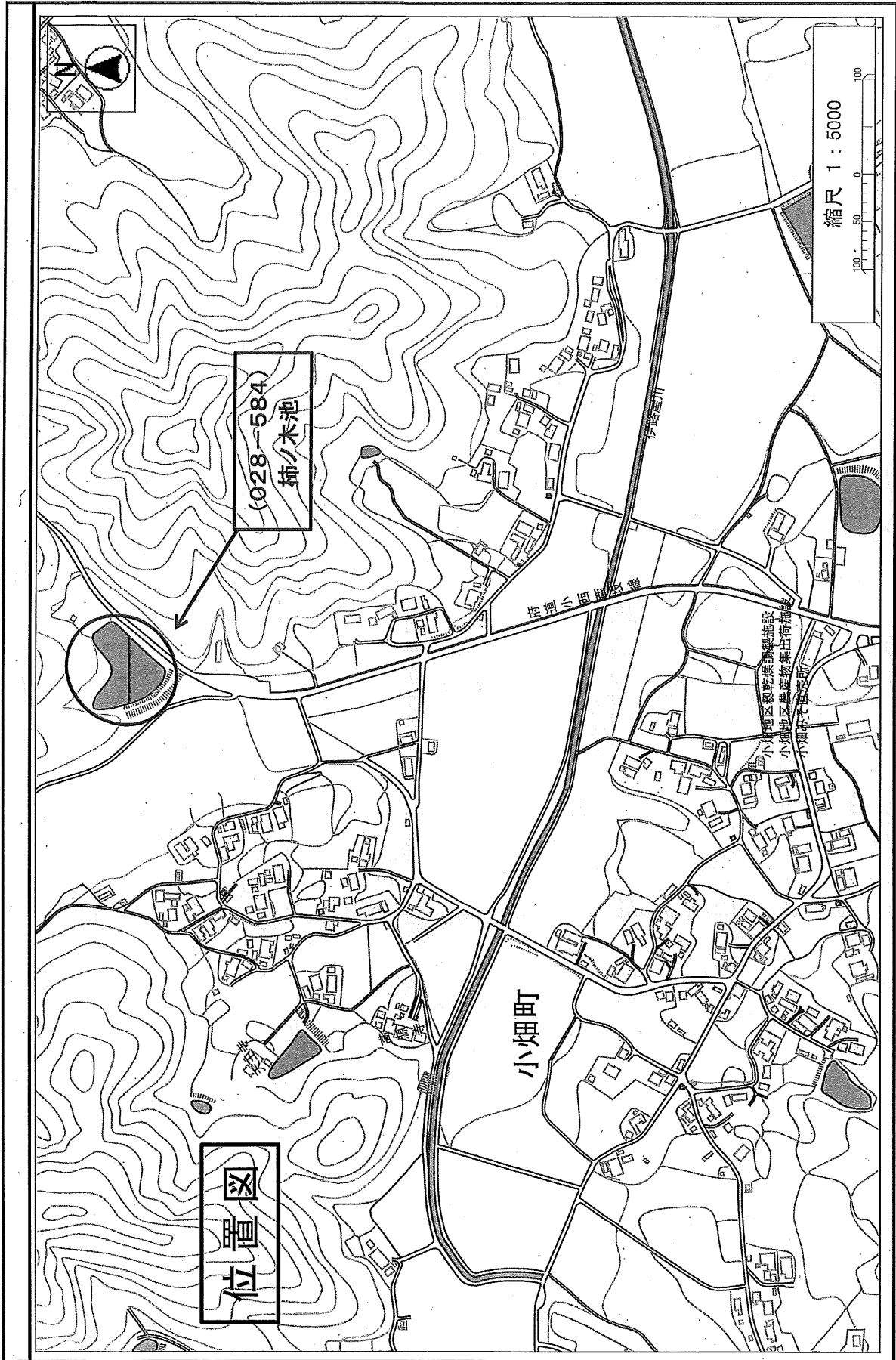
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 1 8 号

現年発生農地等災害復旧事業、袋池復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年 8 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 1 7 9 号 |
| (2) 工 事 名 | 袋池復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市小西町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 復旧延長 L = 2 8 . 0 m
土砂浚渫工 V = 1 , 5 1 0 m ³ |
| (5) 予定工期 | 令和元年 9 月 2 5 日から
令和 2 年 3 月 1 7 日まで（1 7 5 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の A 1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年8月26日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は270円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年8月29日(木)午前9時から午後6時まで

令和元年8月30日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月29日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年9月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年9月5日(木)から

令和元年9月6日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年9月9日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行い

ません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和元年9月13日(金) 午前9時から午後6時まで
令和元年9月17日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年9月18日(水) 午前10時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

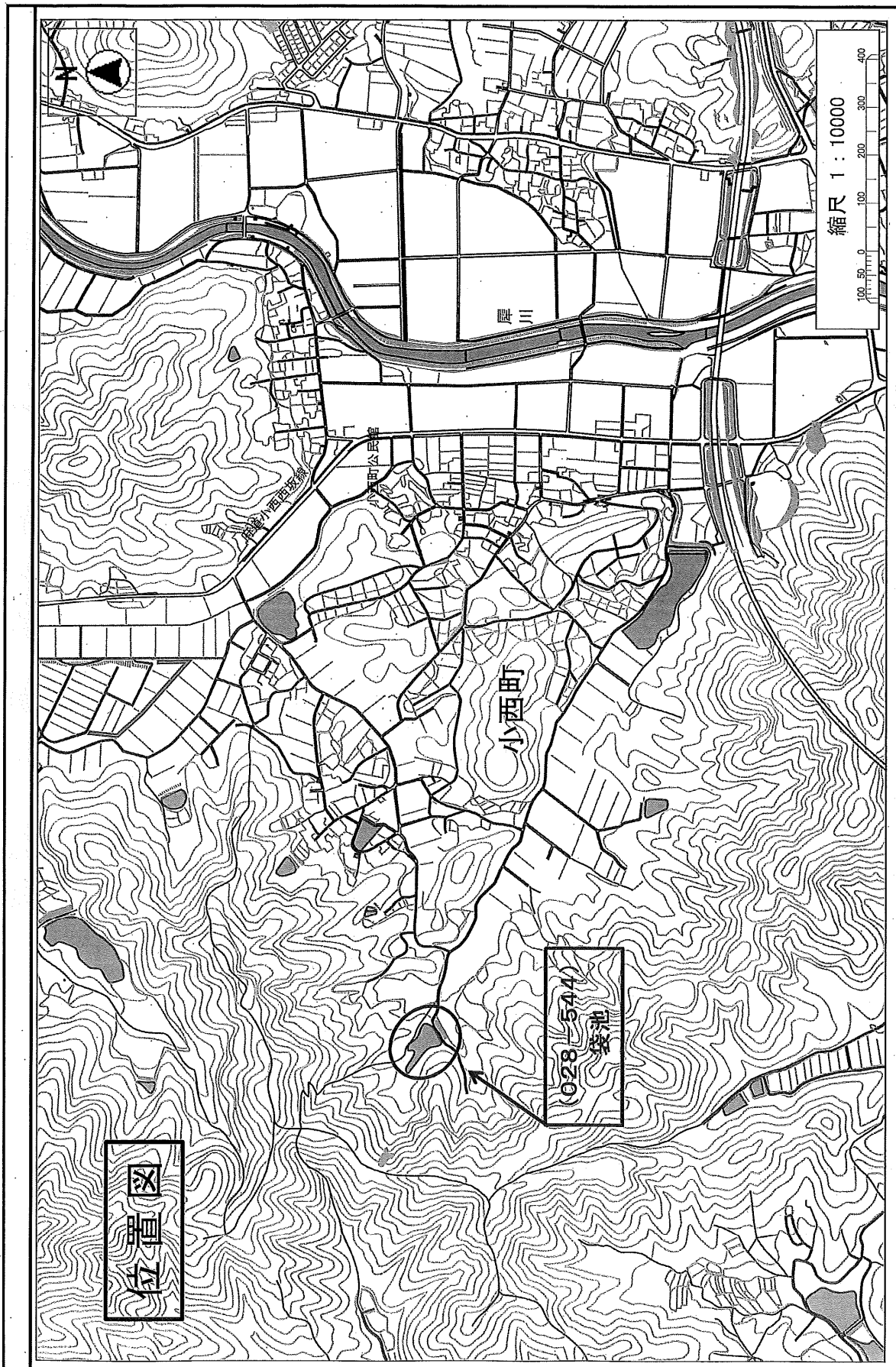
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 1 9 号

現年発生農地等災害復旧事業、寺内池復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年 8 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 1 8 0 号 |
| (2) 工 事 名 | 寺内池復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市鍛冶屋町 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | 復旧延長 L = 1 4 . 0 m
土砂浚渫工 V = 1 , 2 5 0 m ³ |
| (5) 予定工期 | 令和元年 9 月 2 5 日から
令和 2 年 2 月 2 1 日まで (1 5 0 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 1 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の A 1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、平成 3 1 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 0 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」(別記様式—1) とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年8月26日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は260円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年8月29日(木)午前9時から午後6時まで

令和元年8月30日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月29日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年9月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年9月5日(木)から

令和元年9月6日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年9月9日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行い

ません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和元年9月13日(金) 午前9時から午後6時まで
令和元年9月17日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年9月18日(水) 午前10時15分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

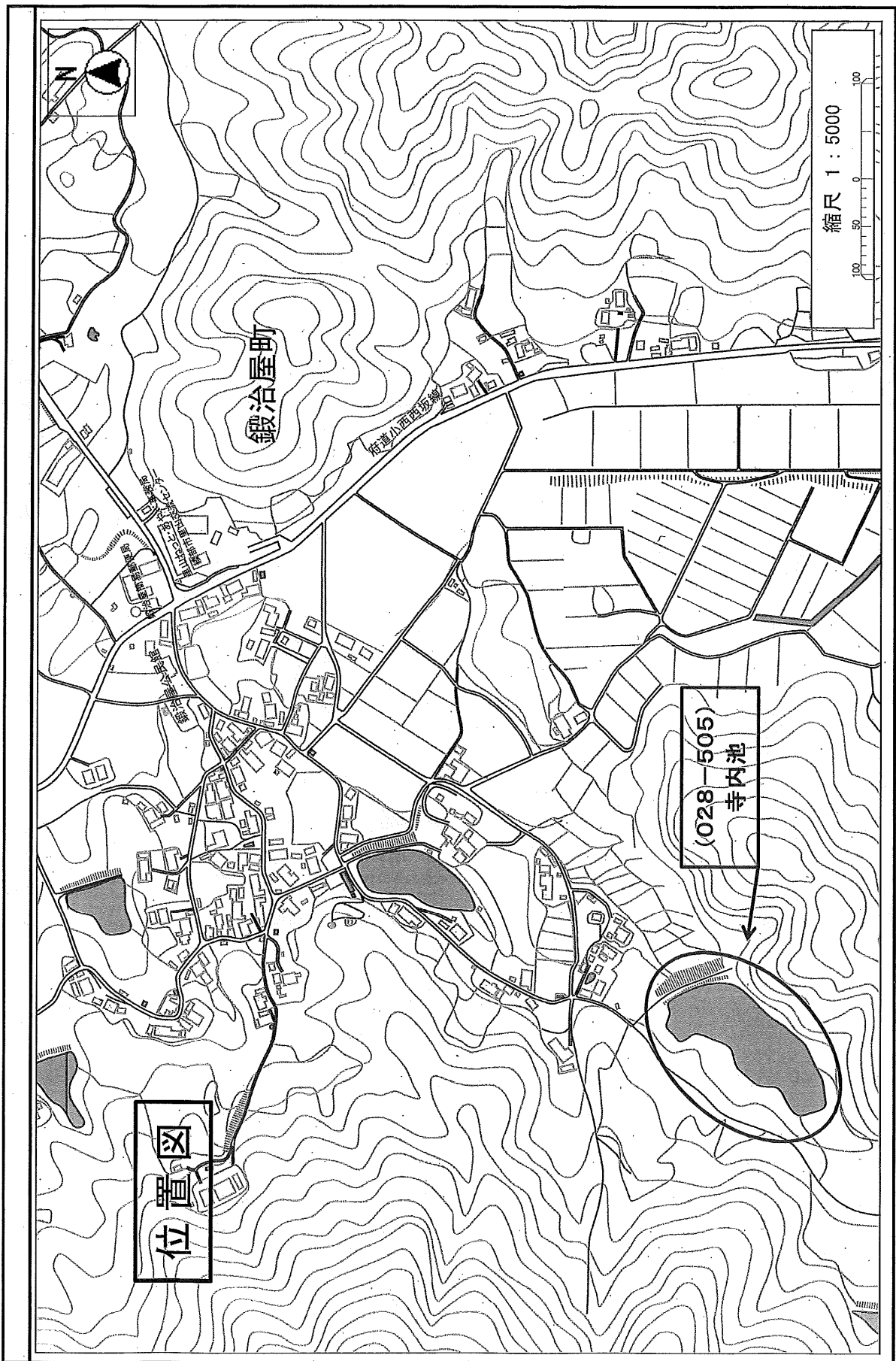
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第120号

現年発生農地等災害復旧事業、石ノ隈新池復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年8月26日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第501 81号 |
| (2) 工 事 名 | 石ノ隈新池復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市新庄町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 復旧延長 L = 15.9m
堤体復旧工 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和元年9月25日から
令和2年2月21日まで（150日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級、A等級、B等級のいずれかで登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年8月26日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は400円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年8月29日(木)午前9時から午後6時まで

令和元年8月30日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月29日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年9月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年9月5日(木)から

令和元年9月6日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年9月9日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行い

ません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和元年9月13日(金) 午前9時から午後6時まで
令和元年9月17日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年9月18日(水) 午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

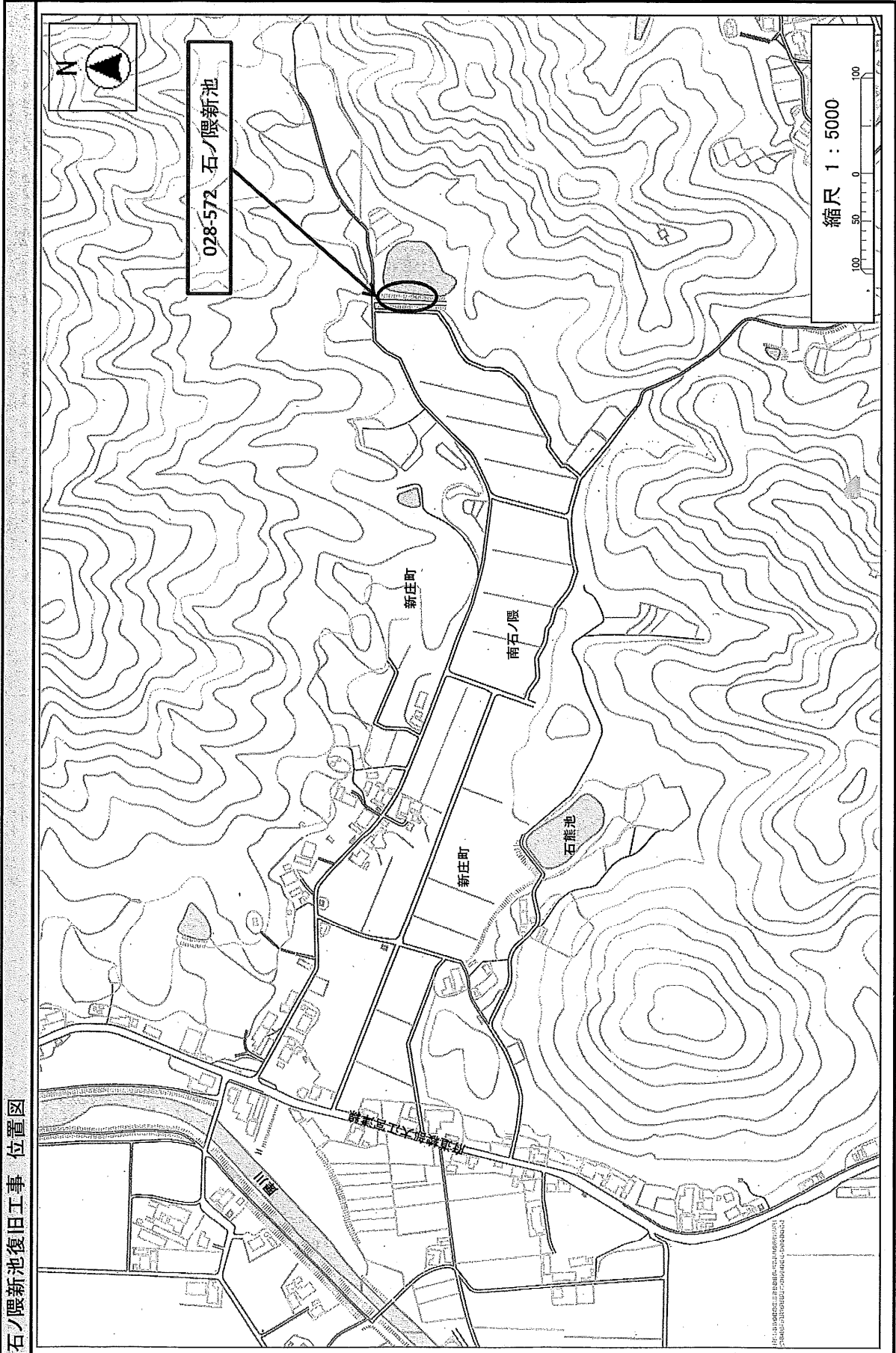
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第121号

水量水質安定的対策事業、位田町旭ヶ丘舗装復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和元年8月26日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第501 84号 |
| (2) 工 事 名 | 位田町旭ヶ丘舗装復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市位田町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L=619.3m W=2.4~5.2m
舗装工 A=2,321㎡ |
| (5) 予定工期 | 令和元年 9月25日から
令和元年12月23日まで（90日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成31年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級又はB等級で登録されており、平成31年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和元年8月26日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は110円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和元年8月29日(木)午前9時から午後6時まで

令和元年8月30日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月29日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和元年9月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和元年9月5日(木)から

令和元年9月6日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和元年9月9日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システム

に掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和元年9月13日(金) 午前9時から午後6時まで
令和元年9月17日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和元年9月18日(水) 午前10時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

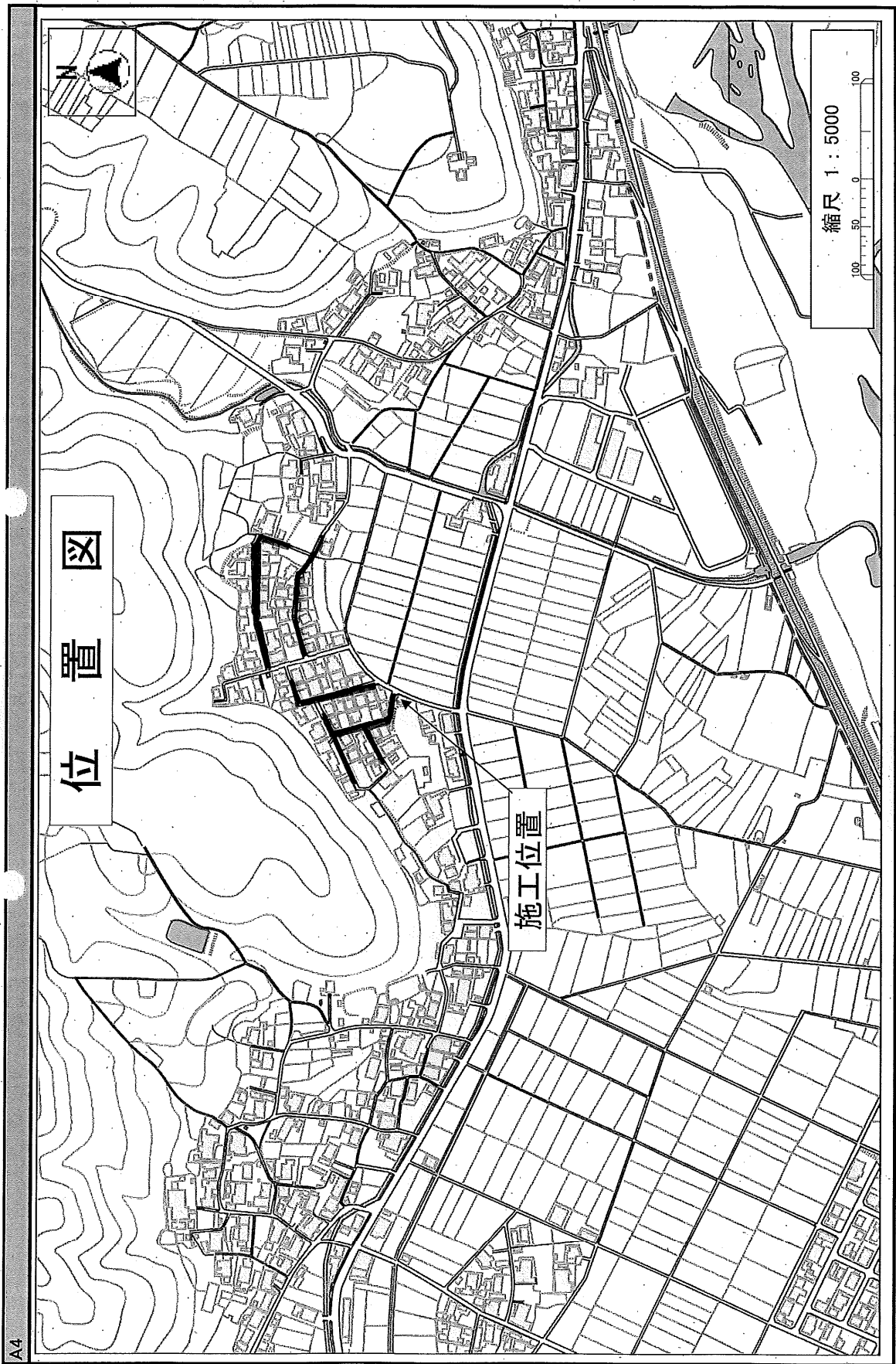
2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第122号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない負傷動物の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和元年8月26日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 令和元年8月23日 12:40頃
- 2 捕獲場所 綾部市青野町大塚地内
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 茶白
- 5 性 別 雄
- 6 体 格 小

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和元年8月29日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第 1 2 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 3 8 第 1 項の規定により、次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について公告を求める旨の申請があったことについて、当該申請を相当と認めましたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和元年 8 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

中川原自治会

(2) 区域

綾部市於与岐町（宮ノ下、弥谷、安ノ坂、出合、出合上、迫田ノ下、迫田、山ノ神、滝谷、コウ田、ナル坂、下ナル、上ナル、才の元、畦ケ谷、横台、横座、中山、中山下、カイシリ、深山口、金又、柳谷、奥ケ市、大谷、迫田ノ奥、岡、森ケ尾、大谷川、大岩）の区域

(3) 主たる事務所の所在地

綾部市於与岐町安ノ坂 4 4 番地

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

番号	地目	面積	所在地
①	宅地	1 8 1 . 8 1 平方メートル	綾部市於与岐町安ノ坂 4 4 番
②	田	1 3 6 3 平方メートル	綾部市於与岐町迫田ノ下 4 1 番
	田	3 8 2 平方メートル	綾部市於与岐町迫田ノ下 2 番 2
③	畑	2 6 4 平方メートル	綾部市於与岐町弥谷 2 番 2
	畑	9 9 平方メートル	綾部市於与岐町ナル坂 1 0 番 1
④	保安林	1 9 8 3 4 平方メートル	綾部市於与岐町大岩 9 4 番 1
⑤	保安林	1 1 9 3 3 平方メートル	綾部市於与岐町大岩 9 4 番 2

⑤	山林	2 4 7 2 平方メートル	綾部市於与岐町大谷川 5 0 番乙
	保安林	2 8 9 2 平方メートル	綾部市於与岐町大谷川 5 0 番丙
	保安林	9 9 1 7 平方メートル	綾部市於与岐町大谷川 6 4 番 1
	保安林	1 2 9 5 8 平方メートル	綾部市於与岐町大谷川 6 4 番 2
	山林	9 7 0 2 平方メートル	綾部市於与岐町大谷川 6 5 番 1
	保安林	1 8 3 4 平方メートル	綾部市於与岐町大谷川 6 5 番 2
⑥	保安林	2 6 4 平方メートル	綾部市於与岐町大岩 7 6 番
	保安林	4 7 2 平方メートル	綾部市於与岐町大岩 8 1 番
	保安林	6 5 4 平方メートル	綾部市於与岐町大岩 8 2 番

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名及び住所

①綾部市於与岐町安ノ坂 4 4 番の宅地

氏名 吉田 剛二

住所 京都府綾部市於与岐町安ノ坂 5 0 番地

氏名 福井 治兄

住所 京都府綾部市於与岐町迫田 1 番地

②綾部市於与岐町迫田ノ下 4 1 番の田、同所 2 番 2 の田

氏名 吉崎 一男

住所 京都府綾部市於与岐町安ノ坂 7 番地

氏名 吉田 政二

住所 京都府綾部市於与岐町安ノ坂 5 3 番地

氏名 吉田 剛二

住所 京都府綾部市於与岐町安ノ坂 5 0 番地

③綾部市於与岐町弥谷 2 番 2 の畑、綾部市於与岐町ナル坂 1 0 番 1 の畑

氏名 福井 ユク

住所 京都府綾部市於与岐町迫田 3 番地

氏名 吉崎 一男

住所 京都府綾部市於与岐町安ノ坂 7 番地

氏名 吉田 政二

住所 京都府綾部市於与岐町安ノ坂 5 3 番地

氏名 吉田 恵
住所 京都府綾部市於与岐町下ナル6番地

氏名 吉田 剛二
住所 京都府綾部市於与岐町安ノ坂50番地

④綾部市於与岐町大岩94番1の保安林

氏名 吉崎 一男
住所 京都府綾部市於与岐町安ノ坂7番地

氏名 吉田 忠士
住所 京都府舞鶴市字真倉67番地1

氏名 福井 治兄
住所 京都府綾部市於与岐町迫田1番地

⑤綾部市於与岐町大岩94番2の保安林、綾部市於与岐町大谷川50番乙の山林、同所50番丙の保安林、同所64番1の保安林、同所64番2の保安林、同所65番1の山林、同所65番2の保安林

氏名 吉崎 一男
住所 京都府綾部市於与岐町安ノ坂7番地

氏名 吉田 政二
住所 京都府綾部市於与岐町安ノ坂53番地

氏名 福井 武志
住所 京都府綾部市於与岐町迫田1番地

⑥綾部市於与岐町大岩76番の保安林、同所81番の保安林、同所82番の保安林

氏名 坂田 幸治
住所 京都府綾部市於与岐町迫田ノ下33番地

氏名 吉田 剛志
住所 横浜市旭区中希望が丘110番地3サザンコート106号室

3 公告期間

令和元年8月29日から令和元年11月29日まで

4 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて、綾部市市民環境部市民協働課に提出してください。

綾部市公告第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定により、次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について公告を求める旨の申請があったことについて、当該申請を相当と認めましたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和元年8月29日

綾部市長 山崎善也

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

真野自治会

(2) 区域

綾部市睦合町井ノ谷、下高岸、真野、分水、前田24番地以上の番地の前田の区域

(3) 主たる事務所の所在地

綾部市睦合町前田51番地の1・51番地の2

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

番号	地目	面積	所在地
①	公衆用道路	9.91平方メートル	綾部市睦合町井谷33番1
②	宅地	290.51平方メートル	綾部市睦合町前田43番1
③	宅地	155.59平方メートル	綾部市睦合町前田43番5
④	宅地	69.98平方メートル	綾部市睦合町前田51番1
	宅地	145.00平方メートル	綾部市睦合町前田51番2
⑤	保安林	89358平方メートル	綾部市睦合町三ツ口38番3
	保安林	1477平方メートル	綾部市睦合町三ツ口38番114
⑥	雑種地	69平方メートル	綾部市睦合町真野100番1
	保安林	3864平方メートル	綾部市睦合町三ツ口38番1

⑥	保安林	7 8 2 1 平方メートル	綾部市睦合町三ツ口 3 8 番 2
	保安林	1 7 7 4 2 1 平方メートル	綾部市睦合町三ツ口 3 8 番 4
	保安林	2 1 8 平方メートル	綾部市睦合町三ツ口 3 8 番 1 0
	保安林	6 9 0 平方メートル	綾部市睦合町三ツ口 3 8 番 2 6
	保安林	9 5 5 平方メートル	綾部市睦合町三ツ口 3 8 番 2 8
	保安林	1 2 0 3 平方メートル	綾部市睦合町三ツ口 3 8 番 3 2
	保安林	2 0 4 平方メートル	綾部市睦合町三ツ口 3 8 番 3 7
	保安林	5 7 8 平方メートル	綾部市睦合町三ツ口 3 8 番 4 1
	保安林	1 6 8 5 平方メートル	綾部市睦合町三ツ口 3 8 番 4 7
	保安林	2 0 4 平方メートル	綾部市睦合町三ツ口 3 8 番 5 6
	保安林	3 1 0 平方メートル	綾部市睦合町三ツ口 3 8 番 5 9
	保安林	4 5 2 平方メートル	綾部市睦合町三ツ口 3 8 番 6 5
	保安林	5 8 1 平方メートル	綾部市睦合町三ツ口 3 8 番 6 6
	保安林	5 2 2 平方メートル	綾部市睦合町三ツ口 3 8 番 7 3
	保安林	5 7 1 平方メートル	綾部市睦合町三ツ口 3 8 番 7 9
保安林	1 0 8 0 平方メートル	綾部市睦合町三ツ口 3 8 番 8 7	

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名及び住所

①綾部市睦合町井谷 3 3 番 1 の公衆用道路

氏名 寺澤 春之

住所 京都府綾部市睦合町真野 3 7 番地

氏名 福井 由之

住所 京都府綾部市睦合町前田 2 9 番地

氏名 渡邊 秀雄

住所 京都府綾部市睦合町真野 1 2 番地

②綾部市睦合町前田 4 3 番 1 の宅地

氏名 渡辺 利吉

住所 京都府綾部市睦合町真野 7 1 番地

氏名 温井 肇

住所 京都府綾部市睦合町下高岸 1 4 番地

氏名 福井 関夫

住所 京都府綾部市睦合町前田 2 6 番地の 1

氏名 福井 健二郎
住所 京都府綾部市睦合町前田 2 9 番地

氏名 福井 正
住所 京都府綾部市睦合町前田 3 6 番地

氏名 福井 貞雄
住所 京都府綾部市睦合町前田 4 0 番地

氏名 福井 幸一
住所 京都府綾部市睦合町前田 4 2 番地

氏名 福井 俊一
住所 京都府綾部市睦合町前田 4 4 番地

氏名 寺澤 憲一郎
住所 京都府綾部市睦合町井谷 2 番地

氏名 四方 重太郎
住所 京都府綾部市睦合町眞野 2 9 番地

氏名 滝野 専一
住所 京都府綾部市睦合町眞野 8 1 番地

氏名 福井 爲二郎
住所 京都府綾部市睦合町眞野 5 5 番地

氏名 寺澤 新太郎
住所 京都府綾部市睦合町眞野 3 7 番地

氏名 渡辺 守
住所 京都府綾部市睦合町眞野 4 2 番地

氏名 渡辺 薫
住所 京都府綾部市睦合町眞野 2 5 番地

氏名 渡辺 利雄
住所 京都府綾部市睦合町眞野 1 5 番地

氏名 渡辺 侃
住所 京都府綾部市睦合町眞野 1 2 番地

氏名 福井 矢太郎
住所 京都府綾部市睦合町眞野 2 1 番地

氏名 四方 清
住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 5 6 番地

氏名 四方 正一
住所 京都府綾部市睦合町井谷 5 5 番地

氏名 大山 春吉
住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 3 9 番地

氏名 寺澤 秀雄
住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 3 3 番地

氏名 渡辺 専一
住所 京都府綾部市睦合町眞野 4 番地

氏名 植山 正夫
住所 京都府綾部市睦合町分水 1 4 番地

氏名 福井 英男
住所 京都府綾部市睦合町眞野 6 0 番地

③綾部市睦合町前田 4 3 番 5 の宅地

氏名 滝野 専一
住所 京都府綾部市睦合町眞野 8 1 番地

氏名 寺澤 秀雄
住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 3 3 番地

④綾部市睦合町前田 5 1 番 1 の宅地、同所 5 1 番 2 の宅地

氏名 渡邊 範生
住所 京都府綾部市睦合町眞野 2 5 番地

氏名 福井 善吾

住所 京都府綾部市睦合町前田 4 4 番地の 2

氏名 大山 勇

住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 3 9 番地

⑤綾部市睦合町三ツ口 3 8 番 3 の保安林

氏名 大山 春吉

住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 3 9 番地

氏名 福井 関夫

住所 京都府綾部市睦合町前田 2 6 番地の 1

氏名 福井 卯之助

住所 京都府綾部市睦合町前田 2 9 番地

氏名 福井 正

住所 京都府綾部市睦合町前田 3 6 番地

氏名 福井 貞一

住所 京都府綾部市睦合町前田 4 0 番地

氏名 福井 幸一

住所 京都府綾部市睦合町前田 4 2 番地

氏名 寺澤 憲一郎

住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 2 番地

氏名 温井 肇

住所 京都府綾部市睦合町下高岸 1 4 番地

氏名 植山 正夫

住所 京都府綾部市睦合町分水 1 4 番地

氏名 四方 重太郎

住所 京都府綾部市睦合町眞野 2 9 番地

氏名 福井 英男

住所 京都府綾部市睦合町眞野 6 0 番地

氏名 渡辺 利吉
住所 京都府綾部市睦合町眞野 7 1 番地

氏名 滝野 専一
住所 京都府綾部市睦合町眞野 8 1 番地

氏名 福井 爲二郎
住所 京都府綾部市睦合町眞野 5 5 番地

氏名 寺沢 新太郎
住所 京都府綾部市睦合町眞野 3 7 番地

氏名 渡辺 守
住所 京都府綾部市睦合町眞野 4 2 番地

氏名 渡辺 薫
住所 京都府綾部市睦合町眞野 2 5 番地

氏名 渡辺 侃
住所 京都府綾部市睦合町眞野 1 2 番地

氏名 福井 矢太郎
住所 京都府綾部市睦合町眞野 2 1 番地

氏名 四方 清
住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 5 6 番地

氏名 四方 正一
住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 5 5 番地

氏名 寺沢 秀雄
住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 3 3 番地

氏名 渡辺 恵一
住所 京都府綾部市睦合町眞野 4 番地

氏名 福井 俊一
住所 京都府綾部市睦合町前田 4 4 番地

氏名 渡辺 利雄
住所 京都府綾部市睦合町眞野 1 5 番地

⑥綾部市睦合町三ツ口 3 8 番 1 1 4 の保安林

氏名 大山 春吉
住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 3 9 番地

氏名 福井 関夫
住所 京都府綾部市睦合町前田 2 6 番地の 1

氏名 福井 卯之助
住所 京都府綾部市睦合町前田 2 9 番地

氏名 福井 正
住所 京都府綾部市睦合町前田 3 6 番地

氏名 福井 貞一
住所 京都府綾部市睦合町前田 4 0 番地

氏名 福井 幸一
住所 京都府綾部市睦合町前田 4 2 番地

氏名 寺澤 憲一郎
住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 2 番地

氏名 温井 肇
住所 京都府綾部市睦合町下高岸 1 4 番地

氏名 植山 正夫
住所 京都府綾部市睦合町分水 1 4 番地

氏名 四方 重太郎
住所 京都府綾部市睦合町眞野 2 9 番地

氏名 福井 英男
住所 京都府綾部市睦合町眞野 6 0 番地

氏名 渡辺 利吉
住所 京都府綾部市睦合町眞野 7 1 番地

- 氏名 滝野 専一
住所 京都府綾部市睦合町眞野 8 1 番地
- 氏名 福井 爲二郎
住所 京都府綾部市睦合町眞野 5 5 番地
- 氏名 寺沢 新太郎
住所 京都府綾部市睦合町眞野 3 7 番地
- 氏名 渡辺 守
住所 京都府綾部市睦合町眞野 4 2 番地
- 氏名 渡辺 薫
住所 京都府綾部市睦合町眞野 2 5 番地
- 氏名 渡辺 侃
住所 京都府綾部市睦合町眞野 1 2 番地
- 氏名 福井 矢太郎
住所 京都府綾部市睦合町眞野 2 1 番地
- 氏名 四方 清
住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 5 6 番地
- 氏名 四方 正一
住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 5 5 番地
- 氏名 寺澤 秀雄
住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 3 3 番地
- 氏名 渡辺 恵一
住所 京都府綾部市睦合町眞野 4 番地
- 氏名 福井 俊一
住所 京都府綾部市睦合町前田 4 4 番地
- 氏名 渡辺 利雄
住所 京都府綾部市睦合町眞野 1 5 番地

⑦綾部市睦合町真野100番1の雑種地、綾部市睦合町三ツ口38番1の保安林、同所38番2の保安林、同所38番4の保安林

氏名 福井 幸一

住所 京都府綾部市睦合町前田42番地

氏名 福井 貞雄

住所 京都府綾部市睦合町前田40番地

氏名 福井 正

住所 京都府綾部市睦合町前田36番地

氏名 福井 卯之助

住所 京都府綾部市睦合町前田29番地

氏名 福井 関夫

住所 京都府綾部市睦合町前田26番地の1

氏名 寺沢 秀雄

住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷33番地

氏名 大山 春吉

住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷39番地

氏名 四方 正一

住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷55番地

氏名 四方 清

住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷56番地

氏名 渡辺 恵一

住所 京都府綾部市睦合町真野4番地

氏名 渡辺 計三郎

住所 京都府綾部市睦合町真野12番地

氏名 福井 矢太郎

住所 京都府綾部市睦合町真野21番地

- 氏名 渡辺 薫
住所 京都府綾部市睦合町眞野 2 5 番地
- 氏名 渡辺 弥吉
住所 京都府綾部市睦合町眞野 4 2 番地
- 氏名 渡辺 利吉
住所 京都府綾部市睦合町眞野 7 1 番地
- 氏名 寺沢 新太郎
住所 京都府綾部市睦合町眞野 3 7 番地
- 氏名 四方 重太郎
住所 京都府綾部市睦合町眞野 2 9 番地
- 氏名 滝野 専一
住所 京都府綾部市睦合町眞野 8 1 番地
- 氏名 寺沢 憲一郎
住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 2 番地
- 氏名 植山 正夫
住所 京都府綾部市睦合町分水 1 4 番地
- 氏名 温井 肇
住所 京都府綾部市睦合町下高岸 1 4 番地
- 氏名 福井 為二郎
住所 京都府綾部市睦合町眞野 5 5 番地
- 氏名 福井 英男
住所 京都府綾部市睦合町眞野 6 0 番地
- 氏名 渡辺 利雄
住所 京都府綾部市睦合町眞野 1 5 番地
- 氏名 福井 俊一
住所 京都府綾部市睦合町前田 4 4 番地

⑧綾部市睦合町三ツ口 38 番 10 の保安林、同所 38 番 26 の保安林、同所 38 番 28 の保安林、同所 38 番 32 の保安林、同所 38 番 37 の保安林、同所 38 番 41 の保安林、同所 38 番 47 の保安林、同所 38 番 56 の保安林、同所 38 番 59 の保安林、同所 38 番 65 の保安林

氏名 福井 幸一

住所 京都府綾部市睦合町前田 42 番地

氏名 福井 貞雄

住所 京都府綾部市睦合町前田 40 番地

氏名 福井 正

住所 京都府綾部市睦合町前田 36 番地

氏名 福井 卯之助

住所 京都府綾部市睦合町前田 29 番地

氏名 福井 関夫

住所 京都府綾部市睦合町前田 26 番地の 1

氏名 寺沢 秀雄

住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 33 番地

氏名 大山 春吉

住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 39 番地

氏名 四方 正一

住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 55 番地

氏名 四方 清

住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 56 番地

氏名 渡辺 恵一

住所 京都府綾部市睦合町眞野 4 番地

氏名 渡辺 計三郎

住所 京都府綾部市睦合町眞野 12 番地

氏名 福井 矢太郎

住所 京都府綾部市睦合町眞野 21 番地

- 氏名 渡辺 薫
住所 京都府綾部市睦合町眞野 2 5 番地
- 氏名 渡辺 弥吉
住所 京都府綾部市睦合町眞野 4 2 番地
- 氏名 渡辺 利吉
住所 京都府綾部市睦合町眞野 7 1 番地
- 氏名 寺沢 新太郎
住所 京都府綾部市睦合町眞野 3 7 番地
- 氏名 四方 重太郎
住所 京都府綾部市睦合町眞野 2 9 番地
- 氏名 滝野 専一
住所 京都府綾部市睦合町眞野 8 1 番地
- 氏名 寺沢 憲一郎
住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 2 番地
- 氏名 植山 正夫
住所 京都府綾部市睦合町分水 1 4 番地
- 氏名 温井 肇
住所 京都府綾部市睦合町下高岸 1 4 番地
- 氏名 福井 為二郎
住所 京都府綾部市睦合町眞野 5 5 番地
- 氏名 福井 英男
住所 京都府綾部市睦合町眞野 6 0 番地
- 氏名 渡辺 利雄
住所 京都府綾部市睦合町眞野 1 5 番地
- 氏名 福井 俊一
住所 京都府綾部市睦合町前田 4 4 番地

⑨綾部市睦合町三ツ口 3 8 番 6 6 の保安林、同所 3 8 番 7 3 の保安林、同所 3 8 番 7 9 の保安林、同所 3 8 番 8 7 の保安林

氏名 渡辺 利吉

住所 京都府綾部市睦合町眞野 7 1 番地

氏名 渡辺 惠一

住所 京都府綾部市睦合町眞野 4 番地

氏名 福井 矢太郎

住所 京都府綾部市睦合町眞野 2 1 番地

氏名 大山 春吉

住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 3 9 番地

氏名 福井 卯之助

住所 京都府綾部市睦合町前田 2 9 番地

氏名 福井 関夫

住所 京都府綾部市睦合町前田 2 6 番地の 1

氏名 福井 幸一

住所 京都府綾部市睦合町前田 4 2 番地

氏名 渡辺 薫

住所 京都府綾部市睦合町眞野 2 5 番地

氏名 渡辺 弥吉

住所 京都府綾部市睦合町眞野 4 2 番地

氏名 四方 正一

住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 5 5 番地

氏名 福井 英男

住所 京都府綾部市睦合町眞野 6 0 番地

氏名 寺沢 新太郎

住所 京都府綾部市睦合町眞野 3 7 番地

- 氏名 寺沢 憲一郎
住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 2 番地
- 氏名 渡辺 計三郎
住所 京都府綾部市睦合町眞野 1 2 番地
- 氏名 四方 清
住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 5 6 番地
- 氏名 福井 正
住所 京都府綾部市睦合町前田 3 6 番地
- 氏名 福井 貞雄
住所 京都府綾部市睦合町前田 4 0 番地
- 氏名 四方 重太郎
住所 京都府綾部市睦合町眞野 2 9 番地
- 氏名 福井 爲二郎
住所 京都府綾部市睦合町眞野 5 5 番地
- 氏名 滝野 専一
住所 京都府綾部市睦合町眞野 8 1 番地
- 氏名 渡辺 利雄
住所 京都府綾部市睦合町眞野 1 5 番地
- 氏名 福井 俊一
住所 京都府綾部市睦合町前田 4 4 番地
- 氏名 温井 肇
住所 京都府綾部市睦合町下高岸 1 4 番地
- 氏名 寺沢 秀雄
住所 京都府綾部市睦合町井ノ谷 3 3 番地
- 氏名 植山 正夫
住所 京都府綾部市睦合町分水 1 4 番地

3 公告期間

令和元年8月29日から令和元年11月29日まで

4 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて、綾部市市民環境部市民協働課に提出してください。

綾部市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8 月 26 日

綾部市教育委員会
教育長 足 立 雅 和

綾部市教育委員会規則第 10 号

綾部市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

綾部市教育委員会事務局組織規則（昭和 51 年綾部市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表学校教育課の項第 1 号中「事務局 3 課」を「事務局に属する課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市教育委員会告示第13号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和元年度第5回（8月臨時）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和元年8月5日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 令和元年8月7日（水）午後3時から
- 2 場 所 綾部市役所 第一委員会室
- 3 付議事項

・議第49号

令和2年度以降使用小学校用教科用図書及び令和2年度使用中学校用教科用図書の採択について

綾部市教育委員会告示第14号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和元年度第6回（8月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和元年8月23日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 令和元年8月26日（月）午前10時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - ・議第50号 綾部市立幼稚園保育料等に関する条例の一部改正について
 - ・議第51号 綾部市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
 - ・議第52号 令和元年度綾部市一般会計補正予算について
- 4 報告事項
 - ・平成30年度教育委員会事務事業の点検・評価について
- 5 事務連絡

綾部市選挙管理委員会告示第46号

令和元年9月定時登録において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿の登録の日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和元年8月8日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

選挙人名簿の登録の日 令和元年9月2日